住民基本台帳法の一部を改正する法律

平成21年 7月15日 法律 第77号

# 改正前

# 改正後

#### 目次-

施行日:平成24年 7月14日までに

第一章 総則(第一条-第四条)

第二章 住民基本台帳 (第五条-第十五条)

第三章 戸籍の附票(第十六条-第二十条) 第四章 届出(第二十一条-第三十条)

第四章の二本人確認情報の処理及び利用等

第一節 住民票コード (第三十条の二-第三十条

第二節 都道府県の事務等 (第三十条の七-第三 十条の九)

第三節 指定情報処理機関(第三十条の十-第三 十条の二十八)

第四節 本人確認情報の保護(第三十条の二十 九-第三十条の四十三)

第五節 住民基本台帳カード (第三十条の四十 四)

# ◆追加◆

第五章 雑則 (第三十一条-第四十一条) 第六章 罰則 (第四十二条-第五十四条) 附則

# 目次

第一章 総則(第一条-第四条)

第二章 住民基本台帳 (第五条-第十五条)

第三章 戸籍の附票(第十六条-第二十条)

第四章 届出(第二十一条-第三十条)

第四章の二本人確認情報の処理及び利用等

第一節 住民票コード (第三十条の二-第三十条

第二節 都道府県の事務等 (第三十条の七-第三 十条の九)

第三節 指定情報処理機関(第三十条の十-第三 十条の二十八)

第四節 本人確認情報の保護(第三十条の二十 九-第三十条の四十三)

第五節 住民基本台帳カード(第三十条の四十

第四章の三 外国人住民に関する特例 (第三十条 の四十五-第三十条の五十一)

第五章 雑則 (第三十一条-第四十一条) 第六章 罰則 (第四十二条-第五十四条) 附則

# - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

第二章 住民基本台帳

(住民基本台帳の備付け)

第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民 につき、第七条 に規定する事項を記録するもの とする。

第二章 住民基本台帳 (住民基本台帳の備付け)

第五条 市町村は、住民基本台帳を備え、その住民 につき、第七条 及び第三十条の四十五の規定に より記載をすべきものとされる事項を記録する ものとする。

# - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

# (住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正(第十 八条を除き、以下「記載等」という。)は、第 三十条の二第一項及び第二項、第三十条の三第 三項並びに第三十条の四の規定によるほか、政 令で定めるところにより、この法律の規定によ る届出に基づき、又は職権で行うものとする。

# (住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正(第十 八条を除き、以下「記載等」という。)は、第 三十条の二第一項及び第二項、第三十条の三第 三項並びに第三十条の四の規定によるほか、政 令で定めるところにより、 第四章若しくは第四 章の三の規定による届出に基づき、又は職権で 行うものとする。

# 施行日:平成24年7月14日までに

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間 の通知)

- 第十九条 住所地の市町村長は、住民票の記載等を した場合に、本籍地において戸籍の附票の記載 の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正を すべき事項を本籍地の市町村長に通知しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。
- 3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の 附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村 長に通知しなければならない。

# ◆追加◆

- (戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間 の通知)
- 第十九条 住所地の市町村長は、住民票の記載等を した場合に、本籍地において戸籍の附票の記載 の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正を すべき事項を本籍地の市町村長に通知しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。
- 3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の 附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村 長に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

#### - 本則-

# 施行日:平成24年 7月14日までに

#### 第四章 届出

(住民としての地位の変更に関する届出の原則) 第二十一条 住民としての地位の変更に関する届出 は、すべてこの章 ◆追加◆に定める届出によつ て 行なうものとする。

#### 第四章 届出

(住民としての地位の変更に関する届出の原則) 第二十一条 住民としての地位の変更に関する届出 は、すべてこの章 及び第四章の三に定める届出 によつて 行うものとする。

# - 本則-

# 施行日:平成24年 7月14日までに

#### (転入届)

- 第二十二条 転入(新たに市町村の区域内に住所を 定めることをいい、出生による場合を除く。以 下この条 ◆追加◆において同じ。)をした者 は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げ る事項(いずれの市町村においても住民基本台 帳に記録されたことがない者にあつては、第一 号から第五号まで及び第七号に掲げる事項)を 市町村長に届け出なければならない。
  - 一 氏名
  - 二住所
  - 三 転入をした年月日
  - 四 従前の住所
  - 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者に ついては世帯主の氏名及び世帯主との続柄
  - 六 転入前の住民票コード(転入をした者につき 直近に住民票の記載をした市町村長が、当該 住民票に直近に記載した住民票コードをい う。)

# (転入届)

- 第二十二条 転入(新たに市町村の区域内に住所を 定めることをいい、出生による場合を除く。以 下この条 及び第三十条の四十六において同 じ。)をした者は、転入をした日から十四日以 内に、次に掲げる事項(いずれの市町村におい ても住民基本台帳に記録されたことがない者に あつては、第一号から第五号まで及び第七号に 掲げる事項)を市町村長に届け出なければなら ない。
  - 一 氏名
  - 二住所
  - 三 転入をした年月日
  - 四 従前の住所
  - 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
  - 六 転入前の住民票コード(転入をした者につき 直近に住民票の記載をした市町村長が、当該 住民票に直近に記載した住民票コードをい

- 七 国外から転入をした者その他政令で定める者 については、前各号に掲げる事項のほか政令 で定める事項
- 2 前項の規定による届出をする者(同項第七号の者を除く。)は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。
- う。)
- 七 国外から転入をした者その他政令で定める者 については、前各号に掲げる事項のほか政令 で定める事項
- 2 前項の規定による届出をする者(同項第七号の者を除く。)は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの交付を受けている者等に 関する <mark>届出</mark>の特例)

- 第二十四条の二 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下この条において「住民基本台帳カード」という。)の交付を受けている者が付記転出届(前条の規定による書項が付記されたものをいう。以下この表において同じ。)をした場合においては、最初の転入届(当該付記転出届をした日後その者がで定めるところにより、るものでで定めるところにより、るものでででであって、総務省令で定めるところにより、の者の住民基本台帳カードを添えて行われるものをいう。以下この条において同じ。)にない。第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあっては、方でによりでない。
- 2 住民基本台帳カードの交付を受けている世帯主 が行う当該 世帯主に関する付記転出届に併せ て、その世帯に属する他の者(以下この項及び 第二十六条において「世帯員」という。)であ つて住民基本台帳カードの交付を受けていない ものが 世帯員に関する付記転出届 (住民基本台 帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前 条の規定による届出であつて、当該届出に係る 書面に政令で定める事項が付記されたものをい う。以下この条において同じ。)をした場合に おいては、最初の世帯員に関する転入届(当該 世帯員に関する付記転出届をした日後当該世帯 員が最初に行う第二十二条第一項の規定による 届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関す る最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は 第二項の規定により当該世帯員に代わつて行う ものをいう。以下この条において同じ。)につ いては、第二十二条第二項の規定は、適用しな い。ただし、政令で定める場合にあつては、こ の限りでない。
- 3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)は、その旨を当該最初の転入届に係る付記転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る世帯員に関する付記転出届を受けた市町村長(以下この条において「転出地市町村長」という。)に通知しなければならない。

- (住民基本台帳カードの交付を受けている者等に 関する 転入届の特例)
- 第二十四条の二 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下この条において「住民基本台帳カード」という。)の交付を受けている者が 転出届(前条の規定による届出 や削除◆をいう。以下この条において同じ。)をした場合においては、最初の転入届(当該 転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出 をいう。以下この条及び第三十条の四十四第五項において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。
- 2 住民基本台帳カードの交付を受けている世帯主が行う当該 世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者(以下この項及び第二十六条において「世帯員」という。)であつて住民基本台帳カードの交付を受けていないものが転出届◆削除◆をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届(当該 転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代同しては、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。
- 3 最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)は、その旨を当該最初の転入届に係る転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る転出届を受けた市町村長(以下この条において「転出地市町村長」という。)に通知しなければならない。
- 4 転出地市町村長は、前項の規定による通知があったときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

- 4 転出地市町村長は、前項の規定による通知があったときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定による通知は、総務省令で定める ところにより、転入地市町村長又は転出地市町 村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線 を通じて相手方である転出地市町村長又は転入 地市町村長の使用に係る電子計算機に送信する ことによつて行うものとする。

施行日:平成24年 7月14日までに

# (世帯変更届)

第二十五条 第二十二条から第二十四条までの場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者(政令で定める者を除く。)は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

# (世帯変更届)

第二十五条 第二十二条第一項及び第二十三条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者(政令で定める者を除く。)は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。

# - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

# (世帯主が届出を行う場合)

- 第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、 この法律の規定による届出をすることができる。
- 2 世帯員が **この法律**の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

# (世帯主が届出を行う場合)

- 第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、 この章 又は第四章の三の規定による届出をすることが できる。
- 2 世帯員が この章又は第四章の三の規定による届 出をすることができないときは、世帯主が世帯 員に代わつて、その届出をしなければならな

# - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

# (届出の方式等)

- 2 市町村長は、第二十二条から第二十四条まで及び第二十五条の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たつている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たつている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たつている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、現に届出の任に当たつている者が、届出をする者の代理人であるときその他届出をする者と異なる者であるとき(現に届出の任に当たつている者が届出をする者と同一の世帯に属する者であるときを除く。)は、当該届出の任に当たつている者に

#### (届出の方式等)

- 第二十七条 この章又は第四章の三の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。
- 2 市町村長は、この章又は第四章の三の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たつている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たつている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たつている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。
- 3 前項の場合において、市町村長は、現に届出の任に当たつている者が、届出をする者の代理人であるときその他届出をする者と異なる者であるとき(現に届出の任に当たつている者が届出をする者と同一の世帯に属する者であるときを除く。)は、当該届出の任に当たつている者に対し、総務省令で定めるところにより、届出を

対し、総務省令で定めるところにより、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

する者の依頼により又は法令の規定により当該 届出の任に当たるものであることを明らかにす るために必要な事項を示す書類の提示若しくは 提出又は当該事項についての説明を求めるもの とする。

# - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の 特例)

第二十八条 この法律の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを 附記するものとする。

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の 特例)

第二十八条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを 付記するものとする。

# - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出 の特例)

第二十八条の二 この法律の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出 の特例)

第二十八条の二 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

#### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の三 **この法律**の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の三 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

# - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この法律の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを 附記するものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを 付記するものとする。

# - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

第二十九条の二 <mark>この法律</mark>の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを 附記するものとする。

第二十九条の二 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)

第三十条 この法律の規定による届出をすべき者が 米穀の配給を受ける者であるときは、その者 は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関す る事項で政令で定めるものを付記するものとす る。 (米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)

第三十条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

第五節 住民基本台帳カード (住民基本台帳カードの交付)

- 第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長 ◆追加◆に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民票に記載された氏名 及び住民票コードその他政令で定める事項 が記録されたカードをいう。以下同じ。)の交付を求めることができる。
- 2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。
- 4 住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は、総務省令で定める。
- ◆追加◆
- ◆追加◆
- ◆追加◆
- 5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、 住民基本台帳カードを紛失したときは、直ち に、その旨を 当該住民基本台帳カードを交付し た市町村長に届け出なければならない。
- ◆追加◆
- 6 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、 転出をする場合その他の政令で定める場合に は、政令で定めるところにより、当該住民基本 台帳カードを、 当該住民基本台帳カードを交付 した市町村長に返納しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか ◆追加◆、住民基本 台帳カードの再交付を受けようとする場合 及び 第二項の交付申請書に記載した事項につき異動 があつた場合における手続 に関する事項その他

第五節 住民基本台帳カード

# ◆削除◆

- 第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下この条において「住所地市町村長」という。)に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民悪に記載された氏名◆削除◆その他政令で定める事項(以下この条において「カード記載事項」という。)が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。)が組み込まれたカードをいう。以下同じ。)の交付を求めることができる。
- 2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。
- 3 住所地市町村長は、前項の交付申請書の提出が あつた場合には、その者に対し、政令で定める ところにより、住民基本台帳カードを交付しな ければならない。
- 4 住民基本台帳カードの様式その他必要な事項 は、総務省令で定める。
- 5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、 最初の転入届をする場合には、当該最初の転入 届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村 長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定により住民基本台帳カードの提出を 受けた市町村長は、当該住民基本台帳カードに ついて、カード記載事項の変更その他当該市町 村において当該住民基本台帳カードの適切な利 用を確保するために必要な措置を講じ、これを 返還しなければならない。
- 7 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カード

- 住民基本台帳カードに関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、 条例に規定する目的のために利用することができる。
- の交付を受けている者は、カード記載事項に変 更があつたときは、その変更があつた日から十 四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出 て、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項 の記載を受けなければならない。
- 8 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、 住民基本台帳カードを紛失したときは、直ち に、その旨を 住所地市町村長に届け出なければ ならない。
- 9 住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの 有効期間が満了した場合その他政令で定める場 合には、その効力を失う。
- 10 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、 当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した 場合その他政令で定める場合には、政令で定め るところにより、当該住民基本台帳カードを、 住所地市町村長に返納しなければならない。
- 11 前各項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの有効期間、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする場合 ◆削除◆における手続 ◆削除◆その他住民基本台帳カードに関し必要な事項は、政令で定める。
- 12 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、 条例に規定する目的のために利用することができる。

|施行日:平成24年 7月14日までに

◆追加◆ ◆追加◆

◆追加◆

第四章の三 外国人住民に関する特例 (外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の四十五 日本の国籍を有しない者のうち 次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区 域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」 という。)に係る住民票には、第七条の規定に かかわらず、同条各号(第五号、第六号及び第 九号を除く。)に掲げる事項、国籍等(国籍の 属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和 二十六年政令第三百十九号。以下この章におい て「入管法」という。) 第二条第五号口に規定 する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民と なつた年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げ る者となつた年月日又は住民となつた年月日の うち、いずれか遅い年月日をいう。以下同 じ。)及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じ それぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載 をする。

中長期在留者(入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。)

で定める書類)に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の一並でに在留力での番号 特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第 第七条第一項に
七十一号。以下この章におい 規定する特別永 て「入管特例法」という。) に定める特別永住者をいう。 以下この表において同じ。) 別永住者証明書 の番号
一時 庇(ひ)護許可者(入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。)又は仮滞在許可者(入管法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。)知ります。以下この表において同じ。)知ります。以下この表において同じ。)如ります。
出生による経過滞在者(国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二条の二第一項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条による経過滞在者(日本の国籍を失つた者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。)

施行日:平成24年7月14日までに

◆追加◆

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の 特例)

第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者(出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。)が国外から転入をした場合(これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。)には、当該中長期在留者等

は、第二十二条の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれでして、では、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書に規定する在留カード、特別永住者証明書は、の滞在許可書(一時 庇 (ひ) 護許可書)を提示しなければならない。

# - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

# ◆追加◆

(住所を有する者が中長期在留者等となつた場合 の届出)

第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者(第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。)で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等となった者は、中長期在留者等となった者は、中長期在留者等となった日以内に、第二十二条第一項第一号、出生の年月日、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、明女の別、国籍等、外国人住民となった年月日、当ないに同表の上欄に掲げる事項を市町村長に届け、当ないに同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け、出なければならない。この場合においては、第後段の規定を準用する。

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

#### ◆追加◆

(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出) 第三十条の四十八 第二十二条第一項、第二十三 条、第二十五条及び前二条の場合を除くほか、 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主 (外国人住民であるものに限る。)との続柄に 変更があつたものは、その変更があつた日から 十四日以内に、世帯主との続柄を証する文書を 添えて、その氏名、世帯主との続柄及び変更が あつた年月日を市町村長に届け出なければなら ない。ただし、政令で定める場合にあつては、 この限りでない。

#### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

#### ◆追加◆

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出)

第三十条の四十九 世帯主でない外国人住民であつ てその世帯主が外国人住民であるものは、第二 十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第三

十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との続柄を証する 文書を添えて、これらの規定に規定する届出を しなければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

#### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

#### ◆追加◆

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知)

第三十条の五十 法務大臣は、入管法及び入管特例 法に定める事務を管理し、又は執行するに当た つて、外国人住民についての第七条第一号から 第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十条 の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつ たこと又は誤りがあることを知つたときは、遅 滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されて いる住民基本台帳を備える市町村の市町村長に 通知しなければならない。

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

# ◆追加◆

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>    1  *</u>	アロボン のユ	- 可に就の日んるものとする。
第十二条第五項	、第五号 及び第九 号から第 十四号ま で	及び第十号から第十四号までに 掲げる事項、第三十条の四十五 に規定する国籍等並びに同条の 表の下欄
第十二条の二第一項	第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、 第十号から第十二号まで及び第 十四号に掲げる事項、第三十条 の四十五に規定する国籍等及び 外国人住民となつた年月日並び に同条の表の下欄
第十二条の二第四	第五号、 第九号か 号第第十二 号 まま十 で 号 の 号	第十号から第十二号まで及び第 十四号に掲げる事項、第三十条 の四十五に規定する国籍等並び に同条の表の下欄

項

第十二条の三第一項	及び第六 号からま に 掲項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十二条の四第一項	第七条第号十二次第十二次第十二次の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	第七条第十号から第十二号まで 及び第十四号
第十二条の四第四項	事項	事項、第三十条の四十五に規定 する国籍等並びに同条の表の下 欄に掲げる事項

#### |施行日:平成24年 7月14日までに

# (調査)

- 第三十四条 市町村長は、定期に、第七条 に規定する事項について調査をするものとする。
- 2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条 に規定する事項について調査をすることができる。
- 3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
- 4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は 文書の提示を求める場合には、その身分を示す 証明書を携帯し、関係人の請求があつたとき は、これを提示しなければならない。

# (調査)

- 第三十四条 市町村長は、定期に、第七条 及び第三 十条の四十五の規定により記載をすべきものと される事項について調査をするものとする。
- 2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条 及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。
- 3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
- 4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は 文書の提示を求める場合には、その身分を示す 証明書を携帯し、関係人の請求があつたとき は、これを提示しなければならない。

#### - 本則-

# |施行日:平成24年 7月14日までに

#### (適用除外)

第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者 ◆追加◆その他政令で定める者については、適 用しない。

#### (適用除外)

第三十九条 この法律は、日本の国籍を有しない者 のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者 以外のものその他政令で定める者については、

# 施行日:平成24年7月14日までに

- 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
  - 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の 二第一項の規定による報告をせず、若しくは 虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査 を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - 二 偽りその他不正の手段により、第十二条から 第十二条の三まで ◆追加◆に規定する住民票 の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付 を受け、第十二条の四 ◆追加◆に規定する住 民票の写しの交付を受け、第二十条に規定す る戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三 十条の四十四に規定する住民基本台帳カード の交付を受けた者
- 第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
  - 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の 二第一項の規定による報告をせず、若しくは 虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査 を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - 二 偽りその他不正の手段により、第十二条から 第十二条の三まで (これらの規定を第三十条 の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四 (第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する住民票の写しの交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の四十四に規定する住民基本台帳カードの交付を受けた者

# - 本則-

# 施行日:平成24年7月14日までに

- 第五十三条 第二十二条から第二十四条まで 又は第二十五条の規定による届出に関し虚偽の届出(第二十四条の二第一項若しくは第二項又は第二十八条から第三十条までの規定による付記を含む。)をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。
- 2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条 まで <mark>又は第二十五条</mark>の規定による届出をしない 者は、五万円以下の過料に処する。
- 第五十三条 第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出に関し虚偽の届出(◆削除◆第二十八条から第三十条までの規定による付記を含む。)をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。
- 2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条 まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第 三十条の四十八までの規定による届出をしない 者は、五万円以下の過料に処する。

# - その他-

施行日:平成24年7月14日までに

別表第一 (第三十条の七関係)		別表	第一(第三十条の七関係)
提をけ国機又法供受るの関は人	事 務	提をけ国機又法	事 務
内閣府	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	内閣府	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
<b>一</b> の	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に	<b>-</b> の	銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に

二金融には一般には一般に対象	よる同法第五十二条の三十六第一項の許可 又は同法第五十二条の三十九第一項の届出 に関する事務であつて総務省令で定めるも の	二 金 庁 は 務省	よる同法第五十二条の三十六第一項の許可 又は同法第五十二条の三十九第一項の届出 に関する事務であつて総務省令で定めるも の
一三金庁は務	長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)による同法第十六条の五第一項の許可又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一 三 金 庁 は 務 省	長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)による同法第十六条の五第一項の許可又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一四金庁は務省	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)による同法第八十五条の二第一項の許可又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一四金庁は務 る は 務	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十 八号)による同法第八十五条の二第一項の 許可又は同法第八十九条第五項において準 用する銀行法第五十二条の三十九第一項の 届出に関する事務であつて総務省令で定め るもの
一五金庁しは務又厚労省の融若く財省は生働	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一五金庁しは務又厚労省の 融若く財省は生働	労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一六金庁は務省	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)による同法第六条の三第一項の許可又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であって総務省令で定めるもの	一 六 金 庁 は 務 省	協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)による同法第六条の三第一項の許可又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であって総務省令で定めるもの
一七金庁しは務又農水省の融若く財省は林産	農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)による同法第九十二条の二第一項の許可又は同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一七金庁しは務又農水省の 融若く財省は林産	農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)による同法第九十二条の二第一項の許可又は同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一八金庁しは務又	三十九第一項の届出に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	一八金庁しは務又の融若く財省は	水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二 百四十二号)による同法第百二十一条の二 第一項の許可又は同法第百二十一条の四第 一項において準用する銀行法第五十二条の 三十九第一項の届出に関する事務であつて 総務省令で定めるもの

農林水産省		農林 水産 省	
一九金庁しは務又農水省の融若く財省は林産	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三 号)による同法第九十五条の二第一項の許可又は同法第九十五条の四第一項において 準用する銀行法第五十二条の三十九第一項 の届出に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	一九金庁しは務又農水省の融若く財省は林産	農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三 号)による同法第九十五条の二第一項の許可又は同法第九十五条の四第一項において 準用する銀行法第五十二条の三十九第一項 の届出に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
二 金 庁 は 務省	保険業法(平成七年法律第百五号)による 同法第二百七十六条又は第二百八十六条の 登録に関する事務であつて総務省令で定め るもの	二 金 庁 は 務省	保険業法(平成七年法律第百五号)による 同法第二百七十六条又は第二百八十六条の 登録に関する事務であつて総務省令で定め るもの
三金庁は務	金五第項 大学	三金庁は務	金五第項 大学

	の免許、同法第百五十六条の五の三第一項の届出、同法第百五十六条の五の五第一項の認可、同条第三項の届出、同条第四項ただし書の認可、同法第百五十六条の十の二の免留出、同法第百五十六条の二十の十一の届出、同法第百五十六条の二十の十六第一項の認可、同法第百五十六条の二十の十十二第二項の届出、同法第百五十六条の二十四第二項の免許又は同法第百五十六条の二十八第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの		の免許、同法第百五十六条の五の三第一項の届出、同法第百五十六条の五の五第一項の認可、同条第三項の届出、同条第四項ただし書の認可、同法第百五十六条の十の二の免許、同法第百五十六条の二十の十一の届出、同法第百五十六条の二十の十六第一項の認可、同法第百五十六条の二十の十六第一項の配出、同法第百五十六条の二十四第二項の届出、同法第百五十六条の二十四第二項の角許又は同法第百五十六条の二十八第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四削除		四削除	
五金庁は務省	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)による第六十九条第一項の届出、同法第百八十七条の登録又は同法第百九十一条第一項、第二百二十条第一項若しくは第二百二十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五 融 戻 財 務	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)による第六十九条第一項の届出、同法第百八十七条の登録又は同法第百九十一条第一項、第二百二十条第一項若しくは第二百二十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 削除		六 削除	
七削除		七削除	
八金庁は務 報又財省	信託、(平成・大学・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術・学術	八金庁は務	信託業は(平成十六年法律第百五十四号) による同法第三条の免許、同法第五十条の第三項の登録、同法第三項の登録を含まれて、第二項を含まれて、は第二十二条第一項を含まれて、は第二十二条第一項を含まれて、は、第三十二条第三の同法第二十二条第三の同法第二十二条第二の音、第三、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、中国、
九融 京は 務省	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第八条第一項の届出、同法第二十四条の七第一項の試験の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同法第二十四条の三十二第一	九 金 庁 は 務省	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第八条第一項の届出、同法第二十四条の七第一項の試験の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同法第二十四条の三十二第一

	項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十四条の四十一の届出、同 更新、同法第二十四条の四十一の届出、同 法第二十六条第二項の認可、同法第三十三 条第二項の届出又は同法第四十一条の十四 第一項の申請に関する事務であつて総務省 令で定めるもの		項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十四条の四十一の届出、同 支第二十六条第二項の認可、同法第三十三 条第二項の届出又は同法第四十一条の十四 第一項の申請に関する事務であつて総務省 令で定めるもの
十削除		十 削除	
十一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	資産の流動化に関する法律(平成十年法律 第百五号)による同法第三条第一項、第九 条第一項若しくは第十一条第一項の届出又 は特定目的会社による特定資産の流動化に 関する法律等の一部を改正する法律(平成 十二年法律第九十七号)附則第二条第一項 の規定によりなおその効力を有するものと される同法第一条の規定による改正前の特 定目的会社による特定資産の流動化に関す る法律による同法第九条第一項の届出若し くは同法第十一条第一項の変更登録に関 る事務であつて総務省令で定めるもの	十一金庁は務省	資産の流動化に関する法律(平成十年法律 第百五号)による同法第三条第一項、第九 条第一項若しくは第十一条第一項の届出又 は特定目的会社による特定資産の流動化に 関する法律等の一部を改正する法律(平成 十二年法律第九十七号)附則第二条第一項 の規定によりなおその効力を有するもの される同法第一条の規定による改正前の特 定目的会社による特定資産の流動化に関す る法律による同法第九へ項の届出若し くは同法第十一条第一項の変更登録に関 る事務であつて総務省令で定めるもの
十二 金 庁 は 財 務省	資金決済に関する法律(平成二十一年法律 第五十九号)による同法第七条の登録、同 法第十一条第一項の届出、同法第三十七条 の登録、同法第四十一条第一項の届出、同 法第六十四条第一項の免許、同法第七十七 条の届出又は同法第八十七条の認定に関す る事務であつて総務省令で定めるもの	十二 金 庁 は 務省	資金決済に関する法律(平成二十一年法律 第五十九号)による同法第七条の登録、同 法第十一条第一項の届出、同法第三十七条 の登録、同法第四十一条第一項の届出、同 法第六十四条第一項の免許、同法第七十七 条の届出又は同法第八十七条の認定に関す る事務であつて総務省令で定めるもの
十三 金 庁 は 財 務省	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十三 金庁 は 務省	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四削除		十四 削除	
十五削除		十五削除	
十六 総務 省	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の 法律において準用する場合を含む。)によ る年金である給付の支給に関する事務であ つて総務省令で定めるもの	十六 総務 省	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の 法律において準用する場合を含む。)によ る年金である給付の支給に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
十七 総務 省	執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十七 総務 省	執行官法の一部を改正する法律(平成十九年法律第十八号)附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八総務	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成 十八年法律第一号)又は同法附則第二条第	十八総務	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成 十八年法律第一号)又は同法附則第二条第

十三 付の	原の規定によりなおその効力を有することされる旧国会議員互助年金法(昭和三年法律第七十号)による年金である給の支給に関する事務であつて総務省令であるもの	省	一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
地方 律第 公務 合法 員共 十七 済組 る紹	公務員等共済組合法(昭和三十七年法 百五十二号)又は地方公務員等共済組 の長期給付等に関する施行法(昭和三 年法律第百五十三号)による年金であ 付の支給に関する事務であつて総務省 定めるもの	十地公員済合び国町職共組連会九方務共組及全市村員済合合	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
地方 給付	が公務員等共済組合法による年金である けの支給に関する事務であつて総務省令 どめるもの	十方会員済	地方公務員等共済組合法による年金である 給付の支給に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
	保険法による特別徴収に関する事務で つて総務省令で定めるもの	一地公員済合び国町職共組連会	介護保険法による特別徴収に関する事務であって総務省令で定めるもの
	と保険法による特別徴収に関する事務で で総務省令で定めるもの	十二方務共組連会	介護保険法による特別徴収に関する事務で あつて総務省令で定めるもの
三  第百   地方  は通   公務  業の	が公務員災害補償法(昭和四十二年法律 第二十一号)による公務上の災害若しく 動による災害に対する補償又は福祉事 の実施に関する事務であつて総務省令で あるもの	十二方務災補	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律 第百二十一号)による公務上の災害若しく は通勤による災害に対する補償又は福祉事 業の実施に関する事務であつて総務省令で 定めるもの

償基 金		償基 金	
二四総省	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十 六号)による同法第九条の登録、同法第十 三条第四項の届出、同法第四十六条第三項 (同法第七十二条第二項において準用する 場合を含む。)の交付、同法第百十七条第 一項の認定又は同法第百二十二条第五項の 届出に関する事務であつて総務省令で定め るもの	二四総省	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十 六号)による同法第九条の登録、同法第十 三条第四項の届出、同法第四十六条第三項 (同法第七十二条第二項において準用する 場合を含む。)の交付、同法第百十七条第 一項の認定又は同法第百二十二条第五項の 届出に関する事務であつて総務省令で定め るもの
二十 五 総務 省	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)による同法第十条第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十 五 総務 省	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)による同法第十条第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二六総省	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)による同法第四条の免許、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項(同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。)の届出、同法第二十七条の十八第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二六総省	電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)による同法第四条の免許、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項(同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。)の届出、同法第二十七条の十八第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二七消法(和十年律百十号第三の第項規す指試機十一防 昭二三法第八六)十条七二に定る定験関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの		消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八消法十条十第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十一防第七の一三	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

項規す指試機関		項規す指試機	
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二九消団等務害償共基又消団等務害償責共等関る律(和十年律百号第条三に定る定人十)防員公災補等済金は防員公災補等任済にす法(昭三一法第七)二第項規す指法)	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十 法務 省	司法試験法(昭和二十四年法律第百四十 号)による司法試験の実施に関する事務で あつて総務省令で定めるもの	三十 法務 省	司法試験法(昭和二十四年法律第百四十 号)による司法試験の実施に関する事務で あつて総務省令で定めるもの
三十 法務省	不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)による不動産の表題登記(同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。)、表題部所有者(同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。)の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有	三一法務省	不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)による不動産の表題登記(同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。)、表題部所有者(同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。)の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有

	権の保存若しくは移転の登記又は登記名義 人の氏名若しくは名称若しくは住所につい ての変更の登記若しくは更正の登記に関す る事務であつて総務省令で定めるもの		権の保存若しくは移転の登記又は登記名義 人の氏名若しくは名称若しくは住所につい ての変更の登記若しくは更正の登記に関す る事務であつて総務省令で定めるもの
三十二法務省	船舶法(明治三十二年法律第四十六号) 附 則第三十四条第一項の規定による登記に関 する事務であつて総務省令で定めるもの	三十二法務省	船舶法(明治三十二年法律第四十六号)附 則第三十四条第一項の規定による登記に関 する事務であつて総務省令で定めるもの
三法務省	工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号。鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)、漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)及び港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)において準用する場合を含む。)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十三法務省	工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号。鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)、漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)及び港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)において準用する場合を含む。)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十 四 法務 省	立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十四法務省	立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十五法務省	道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十五法務省	道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三六法務省	建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)による登記に関する事務であつて総 務省令で定めるもの	三十六法務省	建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)による登記に関する事務であつて総 務省令で定めるもの
三七法務省	観光施設財団抵当法(昭和四十三年法律第九十一号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三七法務省	観光施設財団抵当法(昭和四十三年法律第 九十一号)による所有権の保存の登記に関 する事務であつて総務省令で定めるもの
三十八法務省	後見登記等に関する法律(平成十一年法律 第百五十二号)による同法第七条又は第八 条の登記に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	三十 八 法務 省	後見登記等に関する法律(平成十一年法律 第百五十二号)による同法第七条又は第八 条の登記に関する事務であつて総務省令で 定めるもの
三十九法務省	供託法(明治三十二年法律第十五号)による同法第八条第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で 定めるもの	三十 九 法務 省	供託法(明治三十二年法律第十五号)による同法第八条第一項の還付又は同条第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で 定めるもの
四十 法務 省	出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年 政令第三百十九号) による同法第七条の二 第一項の交付又は同法第二十条第三項(同 法第二十二条の二第三項(同法第二十二条 の三において準用する場合を含む。) にお いて準用する場合を含む。) 若しくは第二 十一条第三項の許可に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	四十 法務省	出入国管理及び難民認定法 ◆削除◆による 同法第七条の二第一項の交付又は同法第二 十条第三項(同法第二十二条の二第三項 (同法第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)だおいて準用する場合を含む。)若しくは第二十一条第三項の許可に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十一分務	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条	四十 一 外務 省	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第

省	第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第 一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一 項の届出に関する事務であつて総務省令で 定めるもの		一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で 定めるもの
一四二国公員済合合十 家務共組連会	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律 第百二十八号)又は国家公務員共済組合法 の長期給付に関する施行法(昭和三十三年 法律第百二十九号)による年金である給付 の支給に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	四二国公員済合合	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律 第百二十八号)又は国家公務員共済組合法 の長期給付に関する施行法(昭和三十三年 法律第百二十九号)による年金である給付 の支給に関する事務であつて総務省令で定 めるもの
四三国公員済合	旧令による共済組合等からの年金受給者の ための特別措置法(昭和二十五年法律第二 百五十六号)による年金である給付の支給 に関する事務であつて総務省令で定めるも の	四三国公員済合合	旧令による共済組合等からの年金受給者の ための特別措置法(昭和二十五年法律第二 百五十六号)による年金である給付の支給 に関する事務であつて総務省令で定めるも の
合 四四厚年保法の部改す法(成年律八二号附第十条二に定る続合は法則四八第項会 十 生金険等一を正る律平八法第十 )則三二第項規す存組又同附第十条一に	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号又は第三号に規定する年金である給付(当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。)に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四四厚年保法の部改す法(成年律八二号附第十条二に定る続合は法則四八第項規十、生金険等一を正る律平八法第十、)則三二第項規す存組又同附第十条一に定	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号又は第三号に規定する年をである給付(当該給付に相当するものを含む。)に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であって総務省令で定めるもの

規定する指定		する 指定 基金	
基金四五財務	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)による同法第二十四条第二項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十 五 財務 省	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)による同法第二十四条第二項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
省	たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)による同法第十一条第一項若しくは第二十条の登録、同法第十四条第三項若しくは第十五条(これらの規定を同法第二十一条において準用する場合を含む。)の届出、同法第二十二条第一項の許可又は同法第二十七条第三項の届出に関する事務であって総務省令で定めるもの	四十	たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)による同法第十一条第一項若しくは第二十条の登録、同法第十四条第三項若しくは第十五条(これらの規定を同法第二十一条において準用する場合を含む。)の届出、同法第二十二条第一項の許可又は同法第二十七条第三項の届出に関する事務であって総務省令で定めるもの
四十 七 財務	塩事業法(平成八年法律第三十九号)による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条(これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四七 財省	塩事業法(平成八年法律第三十九号)による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条(これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四八日私学振興共事団   ・済業	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四八日私学振興共事団十 本立校・済業	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律 第二百四十五号)による年金である給付の 支給に関する事務であつて総務省令で定め るもの
四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)による同法第五条第一項第三号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十 九 文部 科学	博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)による同法第五条第一項第三号の認定 に関する事務であつて総務省令で定めるも の
五文科省は術法(和十年律二十部学又技士 昭五八法第十	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五文科省は術法(和十年律二五十部学又技士 昭五八法第十	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五号第一第項規す指試機		号第一第項規す指試機 五)十条一に定る定験関 十	技術士法による技術士又は技術士補の登録
五一文科省は術法四条一に定る定録関十 部学又技士第十第項規す指登機	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一文科省は術法四条一に定る定録関部学又技士第十第項規す指登機	に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	放射性同位元素等による放射線障害の防止 に関する法律(昭和三十二年法律第百六十 七号)による同法第三十五条第二項から第 四項までの交付に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	五十二字部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止 に関する法律(昭和三十二年法律第百六十 七号)による同法第三十五条第二項から第 四項までの交付に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
五十三文化	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十 六号)による同法第五条第一項の許可に関	五十三文化厅	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)による同法第五条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	定めるもの	五四文庁はロラの作にる録特にす法(和十)化又プグム著物係登の例関る律昭六	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)による同法第七十五条第一項又は第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

和十年律六五号第条一に定る定録関六一法第十)五第項規す指登機		十年律六五号第条一に定る定録関一一法第十()五第項規す指登機(	
五十五文化	著作権法による同法第八十八条第一項又は 同法第百四条において準用する同法第七十 七条の登録に関する事務であつて総務省令 で定めるもの	五十五文化厅	著作権法による同法第八十八条第一項又は 同法第百四条において準用する同法第七十 七条の登録に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
五十六化广	著作権等管理事業法(平成十二年法律第百 三十一号)による同法第三条の登録又は同 法第七条第一項の届出に関する事務であつ て総務省令で定めるもの	五十 六 文化 庁	著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)による同法第三条の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第九十九号)による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十 七 文化 庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第九十九号)による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十の二字働省	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成二十一年法律第九十八号)による同法第三条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五七二厚労省	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成二十一年法律第九十八号)による同法第三条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十八厚生	薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号) による同法第十九条の二第一項の承認又は 同法第十九条の三の届出に関する事務であ つて総務省令で定めるもの	五八厚生	薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号) による同法第十九条の二第一項の承認又は 同法第十九条の三の届出に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
省 五九独行法医品療器合構 十 立政人薬医機総機	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成十四年法律第百九十二号)による同 法第十五条第一項第一号イの副作用救済給 付又は同項第二号イの感染救済給付の支給 に関する事務であつて総務省令で定めるも の	五九独行法医品療器合構十一立政人薬医機総機	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成十四年法律第百九十二号)による同 法第十五条第一項第一号イの副作用救済給 付又は同項第二号イの感染救済給付の支給 に関する事務であつて総務省令で定めるも の
六十	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十	六十 厚生	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による同法第十二条第一項、第十四

厚生 労働 名 一六十一厚生 労働 名 一六十一厚生 労働安全衛生法による同法第七十五条第二 項に規定する免許試験の実施に関する事務 であつて総務省令で定めるもの の 当日の 会 の 会 の 会 の 会 の 会 の の の の の の の の の の	労働 条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十 二字 一件業環境測定法による作業環境測定士の登 一部である事務であつて総務省令で定める をもの では環境であって総務省令で定める をもの の の の の の の の の の の の の の	六二 厚
大   労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律   第五十号)による同法第七条第一項第一号   厚生 の業務災害に関する保険給付若しくは同項   労働   第二号の通勤災害に関する保険給付の支給   又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進	六十 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律 第五十号)による同法第七条第一項第一号 厚生 の業務災害に関する保険給付若しくは同項 第二号の通勤災害に関する保険給付の支給 又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進 等事業の実施に関する事務であつて総務省

	等事業の実施に関する事務であつて総務省		令で定めるもの
十 四 厚 労 省	令で定めるもの 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であって総務省令で定めるもの	六四 厚生 労省	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十二年働省	石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号)による同法第五 十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関 する事務であつて総務省令で定めるもの	六五 厚生 労働 省	石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成十八年法律第四号)による同法第五 十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関 する事務であつて総務省令で定めるもの
十	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の更新又は同法第三十二条の七第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六 六 厚 野 省	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の更新又は同法第三十二条の七第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 写生	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号)による同法 第五条第一項の許可、同法第十条第二項の 更新又は同法第十一条第一項、第十六条第 一項若しくは第十九条の届出に関する事務 であつて総務省令で定めるもの	六七厚樹 子 子 子 子 子 子 子	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 六八厚生 労省	雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六八厚男	雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九厚労省	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六九 厚生 労省	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七厚労省は立政人用能開機	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七厚労省は立政人用能開機十生働又独行法雇・力発構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
機構	職業能力開発促進法による技能検定の合格	七十	職業能力開発促進法による技能検定の合格 証書の交付に関する事務であつて総務省令

で   で   で   で   で   で   で   で   で   で	厚労省は業力発進(和十年律六四号第十条一に定る定験関でののでは、大学・学術のでは、大学・学・学術のでは、大学・学のでは、大学・学のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学・学のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学・学・学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学・学術のでは、大学・学術のでは、大学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・
七十 二 よる全国健康保険協会が管掌する健康保険 厚生 の被保険者に係る届出又は同法第百二十六 条第二項の交付に関する事務であつて総務 省令で定めるもの び日 本年 金機 構並 びに 全国 健康 保険 協会	七十 二 よる全国健康保険協会が管掌する健康保険 厚生 の被保険者に係る届出又は同法第百二十六 労働 省令で定めるもの び日 本年 金機 構立 び全国 健康 保険 協会
七十 二の 二 による被保険者に係る届出に関する事務で あつて総務省令で定めるもの 厚生 労働 省及 び日 本年 金機 構並 びに 全国 健康 保険 協会	七十 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による被保険者に係る届出に関する事務で 二 の

	【七十 】船員保険法による年金である給付に係る権
七十 船員保険法による年金である給付に係る権 三 利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受 全国 給権者に係る届出に関する事務であつて総 健康 務省令で定めるもの 保険 協会	三 利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受 全国 給権者に係る届出に関する事務であつて総 健康 務省令で定めるもの 保険 協会
七十 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 三の 六十年法律第三十四号)附則第八十七条第 二項の規定により厚生年金保険の管掌者た る政府が支給するものとされた年金である 労働 給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止 の解除又は受給権者に係る届出に関する事 び日 務であつて総務省令で定めるもの 本年 金機 構	七十 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和三の 六十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者た厚生 る政府が支給するものとされた年金である労働 給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止省及 の解除又は受給権者に係る届出に関する事び日 務であつて総務省令で定めるもの本年金機構
七十 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十四 五号)による被保険者に係る届出、年金で厚生 ある給付に係る権利の裁定若しくは支給の労働 停止の解除又は受給権者に係る届出に関す省及 る事務であつて総務省令で定めるものび日本年金機 構	七十   厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十四
七十 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 五 (平成八年法律第八十二号) 附則第十六条 厚生 第三項又は第七項の規定により厚生年金保 労働 険の管掌者たる政府が支給するものとされ 省及 た年金である給付に係る権利の決定若しく び日 は支給の停止の解除又は受給権者に係る届 本年 出に関する事務であつて総務省令で定める 金機 構	七十 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 五 (平成八年法律第八十二号) 附則第十六条 厚生 第三項又は第七項の規定により厚生年金保 労働 険の管掌者たる政府が支給するものとされ 省及 た年金である給付に係る権利の決定若しく び日 は支給の停止の解除又は受給権者に係る届 本年 出に関する事務であつて総務省令で定める 金機 もの 構
七十 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共	七十 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共
七十 日民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支厚生 給の停止の解除又は受給権者に係る届出に労働 関する事務であつて総務省令で定めるもの 省及 び日本年金機 構	七十 国民年金法による被保険者に係る届出、年 七 金である給付に係る権利の裁定若しくは支 厚生 給の停止の解除又は受給権者に係る届出に 労働 関する事務であつて総務省令で定めるもの 省及 び日 本年 金機 構
1179	七十中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永

七七二厚労省	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 六年法律第三十号)による同法第十三条第 三項の一時金の支給に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	七二厚労省十	住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 六年法律第三十号)による同法第十三条第 三項の一時金の支給に関する事務であつて 総務省令で定めるもの 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七
七八厚生	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年 年法律第百二十七号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	八 厚生 労働 省	年法律第百二十七号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で 定めるもの
七九株産水省	卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)による同法第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七九農林産省	卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)による同法第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
1 八農水省は済業 十林産又経産省	百法の法 一百五五 一百五 一百	八農水省は済業 コート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	商品大会院、
八一農水省は済業	商品投資に係る事業の規制に関する法律 (平成三年法律第六十六号)による同法第 三条の許可、同法第八条第一項の更新又は 同法第十条の届出に関する事務であつて総 務省令で定めるもの	八一農水省は済業十 林産又経産省	商品投資に係る事業の規制に関する法律 (平成三年法律第六十六号)による同法第 三条の許可、同法第八条第一項の更新又は 同法第十条の届出に関する事務であつて総 務省令で定めるもの
八十二農林	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共 済組合制度の統合を図るための農林漁業団 体職員共済組合法等を廃止する等の法律に	八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共 済組合制度の統合を図るための農林漁業団 体職員共済組合法等を廃止する等の法律に よる年金である給付の支給に関する事務で

漁業体員済分	よる年金である給付の支給に関する事務で あつて総務省令で定めるもの	団体員済組	あつて総務省令で定めるもの
八十三農林産省	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八三   農   水産   省	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による同法第二十五条第一項若しくは 第二項の指定、同法第二十六条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八四 経産省	計量法(平成四年法律第五十一号)による 同法第四十条第一項若しくは第四十六条第 一項の届出、同法第四十二条第一項(同法 第四十六条第二項において準用する場合を 含む。)の届出又は同法第六十二条第一項 (同法第百三十三条において準用する場合 を含む。)の届出に関する事務であつて総 務省令で定めるもの	十 四経産省 	計量法(平成四年法律第五十一号)による同法第四十条第一項若しくは第四十六条第一項の届出、同法第四十二条第一項(同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第六十二条第一項(同法第百三十三条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八五独行法産技総研所は本気器定十 立政人業術合究又日電計検所	計量法による同法第七十九条第一項(同法第八十一条第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八五独行法産技総研所は本気器定十・立政人業術合究又日電計検所	計量法による同法第七十九条第一項(同法第八十一条第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八六経産省	アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)による同法第三条第一項、第十六条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の許可又は同法第八条第二項(同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八六経産省	アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)による同法第三条第一項、第十六条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の許可又は同法第八条第二項(同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八七経産省は境	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の 実施の確保等に関する法律(平成十三年法 律第六十四号)による同法第四十四条第一 項の許可、同法第四十六条第一項の更新又 は同法第四十七条第三項の届出に関する事 務であつて総務省令で定めるもの	八七経産省は境十 済業又環省	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の 実施の確保等に関する法律(平成十三年法 律第六十四号)による同法第四十四条第一 項の許可、同法第四十六条第一項の更新又 は同法第四十七条第三項の届出に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
八十	鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九	八十 八	鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九 号)による同法第二十一条第一項の許可、

八 経済 産業 省	号)による同法第二十一条第一項の許可、 同法第四十二条の届出、同法第五十九条第 一項の登録、同法第七十七条第一項の認可 又は同法第八十四条第一項の登録に関する 事務であつて総務省令で定めるもの	経済産業省	同法第四十二条の届出、同法第五十九条第 一項の登録、同法第七十七条第一項の認可 又は同法第八十四条第一項の登録に関する 事務であつて総務省令で定めるもの
八九   経産省	石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)による同法第十三条の登録又は同法第十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十 九 済 産業	石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)による同法第十三条の登録又は同法第十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十 経業 省	深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律 第六十四号)による同法第四条第一項の許可、同法第十条第二項若しくは第三項若し くは第十五条の届出、同法第十八条第一項 の認可又は同法第四十条の認定に関する事 務であつて総務省令で定めるもの	九十 経済 産業	深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律 第六十四号)による同法第四条第一項の許可、同法第十条第二項若しくは第三項若し くは第十五条の届出、同法第十八条第一項 の認可又は同法第四十条の認定に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
九十一経済産業省	火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十 九号)による同法第三十一条第三項の試験 (経済産業大臣が行うものに限る。)の実 施に関する事務であつて総務省令で定める もの	九十 一 経済 産業 省	火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)による同法第三十一条第三項の試験 (経済産業大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定める もの
九二火類締第十条三一に定る定験関  十 薬取法三一の第項規す指試機	火薬類取締法による同法第三十一条第三項 の試験の実施に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	九二火類締第十条三一に定る定験関十(薬取法三一の第項規す指試機)	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十二三高ガ保協	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九三高ガ保協	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十 四経産 省	電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十 九号)による同法第四条の二第一項の交付 又は同条第七項の書換えに関する事務であ つて総務省令で定めるもの	九十四経済産業	電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十 九号)による同法第四条の二第一項の交付 又は同条第七項の書換えに関する事務であ つて総務省令で定めるもの
九十五経済	電気工事業の業務の適正化に関する法律 (昭和四十五年法律第九十六号)による同 法第三条第一項若しくは第三項の登録又は	九十 五 経済 産業	電気工事業の業務の適正化に関する法律 (昭和四十五年法律第九十六号)による同 法第三条第一項若しくは第三項の登録又は 同法第十条第一項の届出に関する事務であ

産業	1 state 1 state 2 state 1 state 2 state 2 state 2	省	つて総務省令で定めるもの
省 九六経産省は境 治 済業又環省	つて総務省令で定めるもの 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律 第九十七号)による同法第二十三条第一項 又は第二十四条第一項の認定に関する事務 であつて総務省令で定めるもの	九六経産省は境・	特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九七国五五	建設業法(昭和二十四年法律第百号)による建設業の許可に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	九七 国交省 -	建設業法(昭和二十四年法律第百号)による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九八国交省は設法二七の第項規す指試機十 土通又建業第十条二一に定る定験関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九八国交省は設法二七の第項規す指試機十一土通又建業第十条二一に定る定験関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九九国交省は設法二七の九一に定る定格証付関    十 土通又建業第十条十第項規す指資者交機	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	九九国交省は設法二七の九一に定る定格証付関一十十五通又建業第十条十第項規す指資者交機	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百	净化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)	国土	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号) による浄化槽設備士免状の交付に関する事

┃による浄化槽設備士免状の交付に関する事 ┃	交通	務であつて総務省令で定めるもの
務であつて総務省令で定めるもの	省	
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百一 国土 交通 省	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
マンションの管理の適正化の推進に関する 法律による同法第三十条第一項の登録に関 する事務であつて総務省令で定めるもの	百国交省はご	マンションの管理の適正化の推進に関する 法律による同法第三十条第一項の登録に関 する事務であつて総務省令で定めるもの
	ノシン管の正の理適化	
	の推 進関する法	
	平成十二年 一法律	
	四十 九 号) 第三	
	   条第   一に規   定す	
	定登 録機 関	フンションの管理の第二ルの批准に関する
マンションの管理の適正化の推進に関する 法律による同法第四十四条第一項若しくは 第三項又は第五十九条第一項の登録に関す る事務であつて総務省令で定めるもの	国土 交通 省	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)による旅行業の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの	観光	旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)による旅行業の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの 旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の
旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の 実施に関する事務であつて総務省令で定め るもの	日観庁は行法二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	旅行業法による旅行業務収扱管理者試験の 実施に関する事務であつて総務省令で定め るもの
	務であつて総務省令で定めるもの 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第三十条第一で定めるもの マンションの管理の適正化の推進に関する法律事務であつて総務省令で定めるもの 本法律による所行業の登るもの 旅行業法(昭和二十七年は津第二本の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの な行業法による旅行業のであって総務をであって総務省令で定めるもの な行業法による旅行業のであって総務をであって総務であって、というない。	務であるもの

二二の第項規す旅業会十条二二に定る行協		二の第項規す旅業会を	同败知业十二山枣/共六 / m74n — 上丽左汁/勃
百六 国土 交通 省	国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律 第二百七十九号)によるホテル又は旅館の 登録に関する事務であつて総務省令で定め るもの	百六 国土 交通	国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百七五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)による同法第三条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条若しくは第十八条の登録、同法第十九条第一項の届出又は同法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であって総務省令で定めるもの	百土 交省	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)による同法第三条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条若しくは第十八条の登録、同法第十九条第一項の届出又は同法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百八 国土 交通 省	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)による同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十の登録又は同法第七十七条の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百八 国土 交通 省	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)による同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十の登録又は同法第七十七条の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百九 国土 交省	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による同法第四条第一項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の二第一項若しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百九 国土 交通省	建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による同法第四条第一項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の二第一項若しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百建士第条四一に定る央定録問  十築法十の第項規す中指登機	建築士法による同法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百建士第条四一に定る央定録関十築法十の第項規す中指登機	建築士法による同法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの
関 日 一 建法	建築士法による同法第十条の二十第一項に 規定する二級建築士等登録事務に関する事 務であつて総務省令で定めるもの	百一築法十	建築士法による同法第十条の二十第一項に 規定する二級建築士等登録事務に関する事 務であつて総務省令で定めるもの

第条二第項規す都府指登機十の十一に定る道県定録関		条二第項規す都府指登機で	建築士法による同法第二十六条の三第一項
古二建士第十条三一に定る定務登機  十 築法二六の第項規す指事所録関	建築士法による同法第二十六条の三第一項 に規定する事務所登録等事務に関する事務 であつて総務省令で定めるもの	百二建士第十条三一に定る定務登機十一築法二六の第項規す指事所録関	定案工法による同法第二十八条の三第一項に規定する事務所登録等事務に関する事務であって総務省令で定めるもの
	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条の記入、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十三二二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条の記入、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十 四 国土 交通 省	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)による同法第七十二条第一項の損害のてん補に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十四年 三十二三十二三十二三十二三十二三十二三十二三十二三十二三十二三十二三十二三十二三	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)による同法第七十二条第一項の損害のてん補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
日 百 五 国土 交 省	船舶法による同法第五条の二第一項の検認 又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関す る事務であつて総務省令で定めるもの	百十 五 国土 交省	船舶法による同法第五条の二第一項の検認 又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関す る事務であつて総務省令で定めるもの
一百六国交省は型舶査	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百六国交省は型舶査構十 土通又小船検機	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

構			
古七 日 七 日 土 五 五 五 五 五 五 五 五 五 3 3 3 4	小型船舶の登録等に関する法律による同法 第二十五条第一項の交付又は同条第五項の 検認に関する事務であつて総務省令で定め るもの	百十 七 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	小型船舶の登録等に関する法律による同法 第二十五条第一項の交付又は同条第五項の 検認に関する事務であつて総務省令で定め るもの
1	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条の抹消登録、同法第二十二条の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明又は同法第三十五条第一項第一号の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの	百八 王通	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条の抹消登録、同法第二十二条の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明又は同法第三十五条第一項第一号の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの
百十 九 気象 庁	気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百九 気庁 三	気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十独行法環再保機二 立政人境生全構	石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十独行法環再保機二 立政人境生全構	石綿による健康被害の救済に関する法律に よる同法第三条の救済給付の支給又は同法 第四条第一項若しくは第二十二条第一項の 認定に関する事務であつて総務省令で定め るもの
	国家公務員法による同法第四十二条の採用試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十国公員(和十年律百十号第十条規す試機   古二一家務法昭二二法第二 )四八に定る験関   二	国家公務員  「国家公務員  「国家公務」
百十人院しは	国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるも	百十人院しは家二二事若く国公	国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

家公|の 務員 務員 災害 災害 補償 法 補償 (昭 法 (昭 和二 十六 和二 十六 年法 年法 律第 律第 百九 百九 +-号) 号) 第三 第三 条第 条第 -項 一項 に規 に規 定す 定す る実 る実 施機 施機 関又 関又 は防 は防 衛省 衛省

- 改正法·附則・題名- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

◆追加◆

附 則(平成二一・七・一五法七七)抄

- 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

|施行日:平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規 定、第十九条に一項を加える改正規定、第二 十一条、第二十二条第一項、第二十六条、第 二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条 から第三十条までの改正規定、第四章の二の 次に一章を加える改正規定、第三十四条第一 項及び第二項、第三十九条並びに第四十七条 第二号の改正規定、第五十三条の改正規定 (同条第一項の改正規定(「第二十四条の二 第一項若しくは第二項又は」を削る部分に限 る。)を除く。)並びに別表第一の四十の項 の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附 則第四条から第十条まで及び第十三条から第 二十条までの規定〔中略〕 出入国管理及び難 民認定法及び日本国との平和条約に基づき日 本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関す る特例法の一部を改正する等の法律(平成) 十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正 法」という。)の施行の日

二 附則第三条及び第二十三条の規定 この法律の 公布の日又は入管法等改正法の公布の日のい ずれか遅い日〔平成二一年七月一五日〕

# - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年 7月14日までに

#### ◆追加◆

### (適用区分等)

- 第二条 この法律による改正後の住民基本台帳法 (以下「新法」という。)第二十四条の二及び 第三十条の四十四第五項から第十一項までの規 定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の 規定により同条第一項に規定する住民基本 力ード(以下この項において「住基カード(以下付を受ける者及びこの法律による の際現に条例利用住基カード(この法律にあいる住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われている住基カードの交付を受けている者についてはよる し、この法律の施行の際現に条例利用住基がの例による。
- 2 新法第二十二条及び第三十条の四十六の規定 は、新法第三十条の四十五に規定する外国人住 民(以下「外国人住民」という。)が前条第一 号に定める日(以下「第一号施行日」とい う。)以後に新法第二十二条第一項に規定する 転入をした場合について適用する。
- 3 新法第三十条の四十七の規定は、外国人住民が 第一号施行日以後に新法第三十条の四十六に規 定する中長期在留者等になった場合について適 用する。

# - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

# ◆追加◆

- (外国人住民に係る住民票に関する経過措置) 第三条 市町村長(特別区の区長を含む。以下ら で。)は、附則第一条第二号に定める日から で。)は、附則第一条第二号に定める日が 一号施行日の前日までの範囲内にお準日の前日までの名明内におりではおいての各号に掲げる要件のが で、の、現在におするとは、第一号のはまずるといる。 は、で、第八号、第一号の二までのといる。 が、第二十五に規定するとのが 第二まで及び第一十五に規定する国籍を いる表の上欄に掲げる事項を記載した仮住民票を 作成しなければならない。
  - 一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の 外国人登録原票(外国人登録法(昭和二十七 年法律第百二十五号)第四条第一項に規定す る外国人登録原票をいう。以下この条におい て同じ。)に登録されていること。

- 二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。
- 2 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなった者につき、同項に規定する仮住民票(以下「仮住民票」という。)を作成することができる。
- 3 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七条第十号から第十一号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。
- 4 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に関 し求めがあったときは、新法第七条第一号から 第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三 十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する 情報を提供するものとする。
- 5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮 住民票を作成したときは、その作成の対象とさ れた者に対し、直ちに、その者に係る仮住民票 の記載事項を通知しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、仮住民票の記載、 消除又は記載の修正その他の仮住民票に関し必 要な事項は、政令で定める。

# - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

|施行日:平成24年 7月14日までに

# ◆追加◆

- 第四条 前条の規定により作成した仮住民票は、第 一号施行日において、住民票になるものとす る。
- 2 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七条第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。
- 3 新法第六条第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかからず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする第一項の住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係を作成することをもって、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる。

### - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年 7月14日までに

◆追加◆

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際 現に外国人住民である者(第一号施行日の前日

までに第一号施行日における住所地の市町村長から附則第三条第五項の規定による通知を受けた者であって総務省令で定めるものを除く。)は、第一号施行日から十四日以内に、新法第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この規を市町村長に届け出なければならない。この規定を準用する。

2 前項の規定による届出は、新法第四章の三の規定による届出とみなして、新法第八条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定を適用する。

# - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

### ◆追加◆

第六条 附則第四条第一項の住民票又は前条の規定 の適用を受ける外国人住民に係る住民票につい ては、新法第三十条の四十五の規定にかかわら ず、外国人住民となった年月日(同条に規定す る外国人住民となった年月日をいう。)に代え て、第一号施行日を記載するものとする。

# - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

# ◆追加◆

第七条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定 により在留カード(出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の 三に規定する在留カードをいう。以下この条に おいて同じ。)とみなされている外国人登録証 明書(入管法等改正法第四条の規定による廃止 前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書 をいう。以下この条において同じ。)又は入管 法等改正法附則第二十八条第一項の規定により 特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づ き日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関 する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条 第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以 下この条において同じ。)とみなされている外 国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特 別永住者証明書とみなして、新法第四章の三及 び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段に おいて準用する新法第三十条の四十六後段の規 定を適用する。

#### - 改正法·附則- ~ 平成*21年 7月15日* 法律 第*77号*~

施行日:平成24年7月14日までに

#### ◆追加◆

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第三条から第五条までの規定の適用

### - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

# ◆追加◆

(外国人住民についての本人確認情報の利用等に 関する規定の適用の特例)

第九条 外国人住民については、第一号施行日から 起算して一年を超えない範囲内において政令で 定める日までは、新法第十二条の四、第二十四 条の二、第四章の二及び第三十条の四十五(新 法第七条第十三号に係る部分に限る。)の規定 は、適用しない。

# - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

### ◆追加◆

#### (過料)

- 第十条 附則第五条第一項の規定による届出に関し 虚偽の届出(同条第二項の規定により適用する ものとされた新法第二十八条から第二十九条の 二までの規定による付記を含む。)をした者 は、その行為について刑を科すべき場合を除 き、五万円以下の過料に処する。
- 2 正当な理由がなくて附則第五条第一項の規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。
- 3 前二項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

# - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

#### ◆追加◆

(過料に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

#### 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

#### ◆追加◆

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるものの ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 は、政令で定める。

#### 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

#### ◆追加◆

(附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例)

第十四条 附則第五条第一項の規定による届出及び 同条第二項の規定により適用するものとされた 新法第二十八条の規定による付記は、それぞれ 新法第三十条の四十七の規定による届出及び新 法第二十八条の規定による付記とみなして、前

条の規定による改正後の国民健康保険法第九条 第十二項の規定を適用する。

# - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

# ◆追加◆

(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届 出の特例)

第十六条 附則第五条第一項の規定による届出及び 同条第二項の規定により適用するものとされた 新法第二十九条の規定による付記は、それぞれ 新法第三十条の四十七の規定による届出及び新 法第二十九条の規定による付記とみなして、前 条の規定による改正後の国民年金法第十二条第 三項の規定を適用する。

# - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

# ◆追加◆

(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)

第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び 同条第二項の規定により適用するものとされた 新法第二十八条の二の規定による付記は、それ ぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及 び新法第二十八条の二の規定による付記とみな して、前条の規定による改正後の高齢者の医療 の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を 適用する。

# - 改正法·附則- ~ 平成21年 7月15日 法律 第77号~

施行日:平成24年7月14日までに

# ◆追加◆

(附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の届出の特例)

第二十条 附則第五条第一項の規定による届出及び 同条第二項の規定により適用するものとされた 新法第二十八条の三の規定による付記は、それ ぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及 び新法第二十八条の三の規定による付記とみな して、前条の規定による改正後の介護保険法第 十二条第五項の規定を適用する。

#### - 改正法·附則- ~ 平成*21年 7月15日* 法律 第*77号*~

施行日:平成24年7月14日までに

#### ●追加◆

#### (検討)

第二十三条 政府は、現に本邦に在留する外国人であって出入国管理及び難民認定法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものその他の現に本邦に在留する外国人であって同法又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法等改正法附則第六十条第一項の趣旨を踏

まえ、第一号施行日以後においてもなおその者 が行政上の便益を受けられることとなるように するとの観点から、必要に応じて、その者に係 る記録の適正な管理の在り方について検討を加 え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも のとする。

# 住民基本台帳法施行令

昭和42年 9月11日 政令 第292号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

平成22年12月27日 政令 第253号

# 改正前

# 改正後

#### - 目次-

|施行日:平成24年 7月14日までに

#### 目次

第一章 総則(第一条)

第二章 住民基本台帳(第二条-第十七条)

第三章 戸籍の附票(第十八条-第二十一条)

第四章 届出(第二十二条-第三十条)

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等 (第

三十条の二-第三十条の二十五)

# ▶追加◆

第五章 雑則(第三十一条-第三十五条) 附則

# 目次

第一章 総則(第一条)

第二章 住民基本台帳(第二条-第十七条)

第三章 戸籍の附票(第十八条-第二十一条)

第四章 届出(第二十二条-第三十条)

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等 (第 三十条の二-第三十条の二十四)

第四章の三 外国人住民に関する特例 (第三十条 の二十五-第三十条の二十八)

第五章 雑則 (第三十一条-第三十五条)

附則

#### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

# 第一章 総則

(定義)

第一条 この政令において、「国民健康保険の被保 険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介 護保険の被保険者」、「国民年金の被保険 者」、「児童手当の支給を受けている者」、 「住民票コード」、「転入」、「転居」 又は 「転出」とは、それぞれ住民基本台帳法(以下 「法」という。)第七条第十号から第十一号の 二まで若しくは第十三号、法第二十二条第一 項、法第二十三条 又は法第二十四条に規定する 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被 保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保 険者、児童手当の支給を受けている者、住民票 コード、転入、転居 又は転出をいう。

# 第一章 総則

(定義)

第一条 この政令において、「国民健康保険の被保 険者」、「後期高齢者医療の被保険者」、「介 護保険の被保険者」、「国民年金の被保険 者」、「児童手当の支給を受けている者」、 「住民票コード」、「転入」、「転居」、 出」、「外国人住民」、「中長期在留者」、 「特別永住者」、「一時 庇(ひ) 護許可者」、 「仮滞在許可者」、「出生による経過滞在者」 又は「国籍喪失による経過滞在者」とは、それ ぞれ住民基本台帳法(以下「法」という。)第 七条第十号から第十一号の二まで若しくは第十 三号、法第二十二条第一項、法第二十三条、法 第二十四条又は法第三十条の四十五に規定する 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被 保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保 険者、児童手当の支給を受けている者、住民票 コード、転入、転居、転出、外国人住民、中長 期在留者、特別永住者、一時 庇(ひ) 護許可 者、仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は

施行日:平成24年 7月14日までに

(届出に基づく住民票の記載等)

第十一条 市町村長は、法 ◆追加◆の規定による届出があつたときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、第七条から前条までの規定による住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「記載等」という。)を 行なわなければならない。

(届出に基づく住民票の記載等)

第十一条 市町村長は、法 第四章又は法第四章の 三の規定による届出があつたときは、当該届出 の内容が事実であるかどうかを審査して、第七 条から前条までの規定による住民票の記載、消 除又は記載の修正(以下「記載等」という。) を 行わなければならない。

### - 本則-

施行日:平成22年12月27日

(職権による住民票の記載等)

- 第十二条 市町村長は、法の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。
- 2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。
  - 一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。
  - 二 法第十条の規定による通知を受けたとき。
  - 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき(同条第十項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。
  - 三の二後期高齢者医療の被保険者の資格の取得 又は喪失に関する事実を確認したとき。
  - 三の三 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十二条第一項本文の規定による届出を受理したとき(同条第五項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとき。
  - 四 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又 は同法第百五条第四項の規定による届出を受 理したとき(同法第十二条第三項の規定によ り届出があつたものとみなされるときを除 く。)、国民年金の被保険者の資格に関する 処分があつたときその他国民年金の被保険者 となり、若しくは国民年金の被保険者でなく なつた事実又は国民年金の被保険者の種別の

(職権による住民票の記載等)

- 第十二条 市町村長は、法の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。
- 2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条 から第十条までの規定により住民票の記載等を すべき事由に該当するときは、職権で、これら の規定による住民票の記載等をしなければなら ない。
  - 一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。
  - 二 法第十条の規定による通知を受けたとき。
  - 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき(同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。
  - 三の二後期高齢者医療の被保険者の資格の取得 又は喪失に関する事実を確認したとき。
  - 三の三 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十二条第一項本文の規定による届出を受理したとき(同条第五項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとま
  - 四 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は同法第百五条第四項の規定による届出を受理したとき(同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)、国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者の種別のなった事実又は国民年金の被保険者の種別の

- 変更に関する事実を確認したとき。
- 五 児童手当法第七条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。
- 六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しく は決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が 住民基本台帳の記録と異なるとき。
  - イ 法第三十一条の四の規定による審査請求に ついての裁決若しくは異議申立てについて の決定又は同条の処分についての訴訟の確 定判決
  - ロ 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同条第四項の規定による訴訟の確定判決
  - ハ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第 二十四条第二項の規定による異議の申出に ついての決定又は同法第二十五条の規定に よる訴訟の確定判決
  - 二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六 号)第十九条に規定する不服申立てについ ての決定又は同条の処分についての訴訟の 確定判決
  - ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定に よる審査請求についての裁決又は同項の処 分についての訴訟の確定判決
  - へ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百二十八条第一項 の規定による審査請求についての裁決又は 同項の処分についての訴訟の確定判決
  - ト 介護保険法第百八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分 についての訴訟の確定判決
  - チ 国民年金法第百一条第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求 についての裁決又は同項の処分についての 訴訟の確定判決
- 七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。
- 3 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記(住民票コードに係る誤記を除く。)若しくは記載漏れ(住民票コードに係る記載漏れを除く。)があることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。
- 4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

- 変更に関する事実を確認したとき。
- 五 児童手当法第七条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。
- 六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しく は決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が 住民基本台帳の記録と異なるとき。
  - イ 法第三十一条の四の規定による審査請求に ついての裁決若しくは異議申立てについて の決定又は同条の処分についての訴訟の確 定判決
  - ロ 法第三十三条第二項の規定による住民の住所の認定に関する決定又は同条第四項の規定による訴訟の確定判決
  - ハ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第 二十四条第二項の規定による異議の申出に ついての決定又は同法第二十五条の規定に よる訴訟の確定判決
  - 二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六 号)第十九条に規定する不服申立てについ ての決定又は同条の処分についての訴訟の 確定判決
  - ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定に よる審査請求についての裁決又は同項の処 分についての訴訟の確定判決
  - へ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百二十八条第一項 の規定による審査請求についての裁決又は 同項の処分についての訴訟の確定判決
  - ト 介護保険法第百八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分 についての訴訟の確定判決
  - チ 国民年金法第百一条第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求 についての裁決又は同項の処分についての 訴訟の確定判決
- 七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。
- 3 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記(住民票コードに係る誤記を除く。)若しくは記載漏れ(住民票コードに係る記載漏れを除く。)があることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。
- 4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

# 施行日:平成24年7月14日までに

# (職権による住民票の記載等)

- 第十二条 市町村長は、法 ◆追加◆の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。
- 2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。
  - 一戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。
  - 二法第十条の規定による通知を受けたとき。
  - 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九条第一項又は第九項の規定による 届出を受理したとき(同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)その他国民健康保険の被保険者の資格 の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。
  - 三の二後期高齢者医療の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。
  - 三の三 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十二条第一項本文の規定による届出を受理したとき(同条第五項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとき。
  - 四国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は同法第百五条第四項の規定による届出を受理したとき(同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)、国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者の種別の変更に関する事実を確認したとき。
  - 五 児童手当法第七条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。
  - 六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しく は決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が 住民基本台帳の記録と異なるとき。
    - イ 法第三十一条の四の規定による審査請求に ついての裁決若しくは異議申立てについて の決定又は同条の処分についての訴訟の確 定判決
    - ロ 法第三十三条第二項の規定による住民の住 所の認定に関する決定又は同条第四項の規

# (職権による住民票の記載等)

- 第十二条 市町村長は、法 第四章又は法第四章の 三の規定による届出に基づき住民票の記載等を すべき場合において、当該届出がないことを知 つたときは、当該記載等をすべき事実を確認し て、職権で、第七条から第十条までの規定によ る住民票の記載等をしなければならない。
- 2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条 から第十条までの規定により住民票の記載等を すべき事由に該当するときは、職権で、これら の規定による住民票の記載等をしなければなら ない。
  - 一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。
  - 二法第十条の規定による通知を受けたとき。
  - 三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九条第一項又は第九項の規定による届出を受理したとき(同条第十四項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)その他国民健康保険の被保険者の資格の取得又は喪失に関する事実を確認したとき。
  - 三の二後期高齢者医療の被保険者の資格の取得 又は喪失に関する事実を確認したとき。
  - 三の三 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十二条第一項本文の規定による届出を受理したとき(同条第五項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)その他介護保険の被保険者となり、又は介護保険の被保険者でなくなつた事実を確認したとき。
  - 四国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は同法第百五条第四項の規定による届出を受理したとき(同法第十二条第三項の規定により届出があつたものとみなされるときを除く。)、国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の被保険者となり、若しくは国民年金の被保険者でなくなった事実又は国民年金の被保険者の種別の変更に関する事実を確認したとき。
  - 五 児童手当法第七条の規定による認定をしたとき、又は児童手当を支給すべき事由の消滅に関する事実を確認したとき。
  - 六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しく は決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が 住民基本台帳の記録と異なるとき。
    - イ 法第三十一条の四の規定による審査請求に ついての裁決若しくは異議申立てについて の決定又は同条の処分についての訴訟の確 定判決
    - ロ 法第三十三条第二項の規定による住民の住 所の認定に関する決定又は同条第四項の規

# 定による訴訟の確定判決

- ハ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第 二十四条第二項の規定による異議の申出に ついての決定又は同法第二十五条の規定に よる訴訟の確定判決
- 二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六 号)第十九条に規定する不服申立てについ ての決定又は同条の処分についての訴訟の 確定判決
- ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定に よる審査請求についての裁決又は同項の処 分についての訴訟の確定判決
- へ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百二十八条第一項 の規定による審査請求についての裁決又は 同項の処分についての訴訟の確定判決
- ト 介護保険法第百八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分 についての訴訟の確定判決
- チ 国民年金法第百一条第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決
- 七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字 若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又 は住居表示に関する法律(昭和三十七年法律 第百十九号)第三条第一項及び第二項若しく は同法第四条の規定による住居表示の実施若 しくは変更に伴い住所の表示の変更があつた とき。
- 3 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記(住民票コードに係る誤記を除く。)若しくは記載漏れ(住民票コードに係る記載漏れを除く。)があることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。
- 4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

### 定による訴訟の確定判決

- ハ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第 二十四条第二項の規定による異議の申出に ついての決定又は同法第二十五条の規定に よる訴訟の確定判決
- 二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六 号)第十九条に規定する不服申立てについ ての決定又は同条の処分についての訴訟の 確定判決
- ホ 国民健康保険法第九十一条第一項の規定に よる審査請求についての裁決又は同項の処 分についての訴訟の確定判決
- へ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百二十八条第一項 の規定による審査請求についての裁決又は 同項の処分についての訴訟の確定判決
- ト 介護保険法第百八十三条第一項の規定による審査請求についての裁決又は同項の処分 についての訴訟の確定判決
- チ 国民年金法第百一条第一項の規定による審査請求についての決定若しくは再審査請求についての裁決又は同項の処分についての訴訟の確定判決
- 七 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。
- 3 市町村長は、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記(住民票コードに係る誤記を除く。)若しくは記載漏れ(住民票コードに係る記載漏れを除く。)があることを知つたときは、当該事実を確認して、職権で、住民票の記載等をしなければならない。
- 4 市町村長は、第一項の規定により住民票の記載等をしたときは、その旨を当該記載等に係る者に通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

# (住民票を消除する場合の手続)

- 第十三条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由(転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所)及びその事由の生じた年月日(法第二十四条の規定による届出 ◆追加◆に基づき住民票を消除する場合にあつては、転出の予定年月日)をその住民票に記載しなければならない。
- 2 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る消除された住民票に転

# (住民票を消除する場合の手続)

- 第十三条 市町村長は、住民票を消除する場合には、その事由(転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所)及びその事由の生じた年月日(法第二十四条の規定による届出 (以下「転出届」という。)に基づき住民票を消除する場合にあつては、転出の予定年月日)をその住民票に記載しなければならない。
- 2 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町 村長は、当該通知に係る消除された住民票に転

出をした旨を記載するとともに、前項の規定により記載された転出先の住所が当該通知に係る書面に記載された住所と異なるときは、当該記載された転出先の住所を訂正しなければならない。

- 3 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町 村長は、その旨を都道府県知事に通知しなけれ ばならない。
- 4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 出をした旨を記載するとともに、前項の規定により記載された転出先の住所が当該通知に係る書面に記載された住所と異なるときは、当該記載された転出先の住所を訂正しなければならない。
- 3 法第九条第一項の規定による通知を受けた市町 村長は、その旨を都道府県知事に通知しなけれ ばならない。
- 4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

# - 本則-

# 施行日:平成22年12月27日

(法第十二条の四第二項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項)

- 第十五条の三 法第十二条の四第二項に規定する政 令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 法第十二条の四第一項の請求があつた旨
  - 二 法第十二条の四第一項の請求をした者(次号 において「請求者」という。)の氏名及びそ の者に係る住民票に記載された住民票コード
  - 三 請求者及び請求者と同一の世帯に属する者の うち、法第十二条の四第一項の請求に係る住 民票の写しに記載する者
  - 四 法第七条第四号又は第十三号に掲げる事項の 記載の請求の有無
- 2 法第十二条の四第三項に規定する政令で定める 事項は、住民票に記載されている法第七条第一 号から第三号まで及び第六号から第八号までに 掲げる事項(同条第四号又は第十三号に掲げる 事項の記載の請求があつた場合にあつては、住 民票に記載されている同条第一号から第四号ま で、第六号から第八号まで及び第十三号に掲げ る事項)とする。

(法第十二条の四第二項及び第三項に規定する住民票の写しの交付の際の通知事項)

- 第十五条の三 法第十二条の四第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 法第十二条の四第一項の請求があつた旨
  - 二 法第十二条の四第一項の請求をした者(次号において「請求者」という。)の氏名及びその者に係る住民票に記載された住民票コード
  - 三 請求者及び請求者と同一の世帯に属する者の うち、法第十二条の四第一項の請求に係る住 民票の写しに記載する者
  - 四 法第七条第四号又は第十三号に掲げる事項の記載の請求の有無
- 2 法第十二条の四第三項に規定する政令で定める 事項は、住民票に記載されている法第七条第一 号から第三号まで及び第六号から第八号までに 掲げる事項(同条第四号又は第十三号に掲げる 事項の記載の請求があつた場合にあつては、当 該請求があつた事項を含む。)とする。

#### - 本則-

# 施行日:平成24年7月14日までに

# (転出証明書の交付等)

- 第二十四条 市町村長は、 法第二十四条の規定による届出があつたとき( 付記転出届(法第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をいう。 第二十四条の三、第三十条の二十一及び第三十条の二十三において同じ。) 若しくは世帯員に関する付記転出届をいう。第二十四条の三において同じ。) があつたとき又は国外に転出するときを除く。)は、転出証明書を交付しなければならない。
- 2 転出証明書の交付を受けた者は、転出証明書を 亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき は、その再交付を受けることができる。

#### (転出証明書の交付等)

- 第二十四条 市町村長は、 転出届があつたとき (法第二十四条の二第一項本文若しくは同条第二項本文の規定の適用を受けるとき又は国外に転出するときを除く。) は、転出証明書を交付しなければならない。
- 2 転出証明書の交付を受けた者は、転出証明書を 亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したとき は、その再交付を受けることができる。

# 施行日:平成24年7月14日までに

# (付記転出届等に係る付記事項)

第二十四条の二 法第二十四条の二第一項及び第二項に規定する政令で定める事項は、これらの規定に基づき法第二十二条第二項の規定が適用されない同条第一項の規定による届出をする旨とする。

# ◆削除◆

# - 本則-

# 施行日:平成24年7月14日までに

(最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合)

- 第二十四条の三 法第二十四条の二第一項ただし書 に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場 合とする。
  - 一付記転出届をした者が、当該付記転出届がされてから法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届◆追加◆がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
  - 二 付記転出届をした者が、当該 付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、 法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合

### ◆追加◆

- 2 法第二十四条の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 世帯員に関する付記転出届をした者が、当該 世帯員に関する付記転出届がされてから法第 二十四条の二第二項に規定する最初の世帯員 に関する転入届◆追加◆がされるまでの間に おいて、いずれかの市町村の住民基本台帳に 記録されたことがある場合
  - 二世帯員に関する付記転出届をした者が属する世帯の世帯主が、当該世帯員に関する付記転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、法第二十四条の二第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をする場合
  - ◆追加◆

(最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合)

- 第二十四条の二 法第二十四条の二第一項ただし書 に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場 合とする。
  - 一転出届をした者が、当該転出届がされてから ◆削除◆最初の転入届 (法第二十四条の二第 一項に規定する最初の転入届をいう。以下この項並びに第三十条の二十第二号及び第三号において同じ。)がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
  - 二 転出届をした者が、当該 転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、◆削除◆最初の転入届をする場合
  - 三 最初の転入届の際に、法第三十条の四十四第 五項の規定による住民基本台帳カード(同条 第一項に規定する住民基本台帳カードをい う。以下同じ。)の提出がされなかつた場合
- 2 法第二十四条の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 一転出届をした世帯員(法第二十四条の二第二項に規定する世帯員をいう。以下この項において同じ。)が、当該転出届がされてから◆削除◆最初の世帯員に関する転入届(同条第二項に規定する最初の世帯員に関する転入届をいう。以下この項において同じ。)がされるまでの間において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことがある場合
  - 二 転出届をした 世帯員が属する世帯の世帯主が、当該 転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過した日又は転入をした日から十四日を経過した日のいずれか早い日以後に、◆削除◆最初の世帯員に関する転入届をする場合
  - 三 最初の世帯員に関する転入届の際に、法第三 十条の四十四第五項の規定による転出届をし た世帯員が属する世帯の世帯主の住民基本台 帳カードの提出がされなかつた場合

# 施行日:平成24年7月14日までに

(転出地市町村長から転入地市町村長への通知事 項)

- 第二十四条の四 法第二十四条の二第四項に規定す る政令で定める事項は、法第七条第一号から第 五号まで及び第十三号に掲げる事項のほか、次 に掲げる事項とする。

  - 一 転出前の住所二 転出先及び転出の予定年月日
  - 三 国民健康保険の被保険者である者について は、その旨
  - 三の二 後期高齢者医療の被保険者である者につ いては、その旨
  - 四 介護保険の被保険者である者については、そ の旨その他総務省令で定める事項
  - 五 国民年金の被保険者である者については、国 民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号
  - 六 児童手当の支給を受けている者については、 その旨
  - ▶追加◆

(転出地市町村長から転入地市町村長への通知事

- 第二十四条の三 法第二十四条の二第四項に規定す る政令で定める事項は、法第七条第一号から第 五号まで及び第十三号に掲げる事項のほか、次 に掲げる事項とする。
  - 一転出前の住所
  - :転出先及び転出の予定年月日
  - 三 国民健康保険の被保険者である者について は、その旨
  - 三の二 後期高齢者医療の被保険者である者につ いては、その旨
  - 四 介護保険の被保険者である者については、そ の旨その他総務省令で定める事項
  - 五 国民年金の被保険者である者については、国 民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号
  - 六 児童手当の支給を受けている者については、 その旨
  - 七 住民基本台帳カードの交付を受けている者に ついては、当該住民基本台帳カードの発行の 日、有効期間が満了する日その他住民基本台 帳カードの管理のために必要な事項として総 務省令で定めるもの

#### 本則-

# 施行日:平成24年 7月14日までに

#### (届出の方式)

第二十六条 法 ◆追加◆の規定による届出は、現に 届出の任に当たつている者の住所及び届出の年 月日が記載され、並びに当該届出の任に当たつ ている者が署名し、又は記名押印した書面でし なければならない。

#### (届出の方式)

|第二十六条 法 第四章又は法第四章の三の規定によ る届出は、現に届出の任に当たつている者の住 所及び届出の年月日が記載され、並びに当該届 出の任に当たつている者が署名し、又は記名押 印した書面でしなければならない。

#### - 本則-

#### |施行日:平成24年 7月14日までに

(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事 項)

- 第二十七条 法第二十八条に規定する政令で定める 事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、 当該各号に掲げる事項とする。
  - 一 法第二十二条の規定による届出 ◆追加◆ 次に 掲げる事項
    - イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した 旨
    - 口職業
    - ハ その者が属することとなつた世帯に既に国 民健康保険の被保険者の資格を取得してい る者がある場合には、その世帯の世帯主に 国民健康保険の被保険者証(国民健康保険 法第九条第二項の 被保険者証をいう。この 条及び第三十条において同じ。)が交付さ れているときは、この記号及び番号、その

(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事 項)

- 第二十七条 法第二十八条に規定する政令で定める 事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、 当該各号に掲げる事項とする。
  - 一 法第二十二条の規定による届出 (以下「転入 届」という。)並びに法第三十条の四十六及 び法第三十条の四十七の規定による届出(第 三号に掲げる届出を除く。) 次に掲げる事項 イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した

#### 口職業

ハ その者が属することとなつた世帯に既に国 民健康保険の被保険者の資格を取得してい る者がある場合には、その世帯の世帯主に 国民健康保険の被保険者証(国民健康保険 法第九条第二項の 被保険者証をいう。以下

世帯主に国民健康保険の 被保険者資格証明書(同法第九条第六項の被保険者資格証明書をいう。この条及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その旨◆追加◆

- 二 法第二十三条 、法第二十四条及び法第二十五条の規定による届出 ◆追加◆ その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証 ◆追加◆が交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の 被保険者資格証明書が交付されている場合には、その旨 ◆追加◆
- ◆追加◆

- この条及び第三十条において同じ。)又は 国民健康保険の被保険者資格証明書(同法 第九条第六項の被保険者資格証明書をい う。以下この条及び第三十条において同 じ。)のいずれかが交付されているとき は、この記号及び番号、その世帯主に国民 健康保険の 被保険者証及び国民健康保険の 被保険者資格証明書のいずれもが交付され ているときは、その旨 並びに国民健康保険 の被保険者証の記号及び番号
- 二 法第二十三条 の規定による届出(以下「転居届」という。)、転出届及び法第二十五条の規定による届出(次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。) その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証 又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号
- 三 法第三十条の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期在留者等(法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等をいう。次条から第二十八条までにおいて同じ。)となる前から引き続き国民健康保険の被保険者の資格を有する場合に限る。)次に掲げる事項
  - イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した 年月日
  - 口 その者が属する世帯の世帯主に国民健康保 険の被保険者証又は国民健康保険の被保険 者資格証明書のいずれかが交付されている 場合には、その記号及び番号、その世帯主 に国民健康保険の被保険者証及び国民健康 保険の被保険者資格証明書のいずれもが交 付されている場合には、その旨並びに国民 健康保険の被保険者証の記号及び番号

#### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項)

- 第二十七条の二 法第二十八条の二に規定する政令 で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分 に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
  - 一 法第二十二条の規定による届出(一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものを除く。) ◆追加◆ 次に掲げる事項イ後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した旨
    - ロ その者が属することとなつた世帯に既に後 期高齢者医療の被保険者の資格を取得して いる者がある場合には、その被保険者に後 期高齢者医療の被保険者証(高齢者の医療

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項)

- 第二十七条の二 法第二十八条の二に規定する政令 で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分 に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
  - 一転入届(一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものを除く。) 並びに 法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七 の規定による届出(第三号に掲げる届出を除 く。) 次に掲げる事項
    - イ 後期高齢者医療の被保険者の資格を取得し た旨
    - 口 その者が属することとなった世帯に既に後 期高齢者医療の被保険者の資格を取得して

の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。 次号及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その番号、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書(同法第五十四条第七項の被保険者資格証明書をいう。 次号及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その旨

- 二 法第二十三条、法第二十四条及び法第二十五 条の規定による届出 その者に後期高齢者医療 の被保険者証が交付されている場合には、そ の番号、その者に後期高齢者医療の被保険者 資格証明書が交付されている場合には、 その
- ◆追加◆

- いる者がある場合には、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者証(高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。以下この条及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その番号、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書(同法第五十四条第七項の被保険者資格証明書をいう。以下この条及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、その記号及び番号
- 二 転居届、転出届及び世帯変更届 その者に後期 高齢者医療の被保険者証が交付されている場 合には、その番号、その者に後期高齢者医療 の被保険者資格証明書が交付されている場合 には、その記号及び番号
- 三 法第三十条の四十七の規定による届出(当該届出をする者が中長期在留者等となる前から引き続き後期高齢者医療の被保険者の資格を有する場合に限る。)次に掲げる事項イ後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した年月日
  - ロ その者に後期高齢者医療の被保険者証が交付されている場合には、その番号、その者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書が 交付されている場合には、その記号及び番号

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(介護保険の被保険者である者に係る附記事項) 第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令 で定める事項は、法第二十二条の規定による届 出については、介護保険の被保険者の資格を有 する旨とし、法第二十三条、法第二十四条及び 法第二十五条の規定による届出については、介 護保険の被保険者証(介護保険法第十二条第三 項の被保険者証をいう。第三十条において同 じ。)の番号とする。

- (介護保険の被保険者である者に係る付記事項) 第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令 で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分 に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
  - 一転入届並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出(第三号に掲げる届出を除く。) 介護保険の被保険者の資格を有する旨
  - 二 転居届、転出届及び世帯変更届 介護保険の被保険者証(介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。次号及び第三十条において同じ。)の番号
  - 三 法第三十条の四十七の規定による届出(当該 届出をする者が中長期在留者等となる前から 引き続き介護保険の被保険者の資格を有する 場合に限る。) 次に掲げる事項

イ 介護保険の被保険者となった年月日 ロ 介護保険の被保険者証の番号

[編注] 本条は平二二・一二・二七政二五三で改正されたが、第一号に係る部分(法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出に係る部分に限る。)及び第三号に係る部分は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日から施行。

施行日:平成24年7月14日までに

(国民年金の被保険者である者に係る届出の付記 事項)

- 第二十八条 法第二十九条に規定する政令で定める 事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、 当該各号に掲げる事項とする。
  - 一 法第二十二条の規定による届出 次に掲げる事項
    - イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者 ◆追加◆である場合には、基礎年金番号
    - ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者 ◆追加◆である場合には、基礎年金番号
    - ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者 にあつては、国民年金の被保険者の種別並 びにその者が前に国民年金の被保険者であ つたことがある者である場合には、基礎年 金番号及び国民年金の被保険者でなかつた 間に氏名の変更があつたときは、最後に国 民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名
  - 二 法第二十三条又は法第二十四条の規定による 届出 国民年金の被保険者である旨
  - ◆追加◆

- (国民年金の被保険者である者に係る届出の付記事項)
- 第二十八条 法第二十九条に規定する政令で定める 事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、 当該各号に掲げる事項とする。
  - 一 転入届及び法第三十条の四十六の規定による 届出 次に掲げる事項
    - イ前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者又は第三十条の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号
    - ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第二十二条第一項第七号に規定する者又は第三十条の四十六の規定による届出を行う者である場合には、基礎年金番号
    - ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者 にあつては、国民年金の被保険者の種別並 びにその者が前に国民年金の被保険者であ つたことがある者である場合には、基礎年 金番号及び国民年金の被保険者でなかつた 間に氏名の変更があつたときは、最後に国 民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名
  - 二 転居届及び転出届 国民年金の被保険者である
  - 三 法第三十条の四十七の規定による届出 次に掲げる事項
    - イ 中長期在留者等となる前から引き続き同一 の種別の国民年金の被保険者である者にあ っては、当該国民年金の被保険者の種別及 び基礎年金番号
    - ロ 中長期在留者等となつたことにより国民年 金の被保険者の種別に変更があつた者にあ つては、変更後の国民年金の被保険者の種 別及び基礎年金番号
    - ハ 中長期在留者等となつたことにより国民年 金の被保険者となつた者にあつては、国民 年金の被保険者の種別並びにその者が前に 国民年金の被保険者であつたことがある者 である場合には、基礎年金番号及び国民年 金の被保険者でなかつた間に氏名の変更が あつたときは、最後に国民年金の被保険者 でなくなつた当時の氏名

#### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の <mark>附</mark> 記事項)

第二十九条 法第二十九条の二に規定する政令で定める事項は、 法第二十三条又は法第二十四条の

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の 付 記事項)

第二十九条 法第二十九条の二に規定する政令で定める事項は、 転居届及び転出届について、児童

規定による届出について、児童手当の支給を受けている者である旨とする。

手当の支給を受けている者である旨とする。

### - 本則-

施行日:平成22年12月27日

(付記がされた書面で届出をする場合の特例) 第三十条 法第二十八条から <mark>第二十九条の二</mark>までの

規定による付記がされた書面で届出をすべき者は、その者に係る国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、後期高齢者医療の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、介護保険の被保険者証又は国民年金手帳(国民年金法第十三条の国民年金手帳をいう。)の交付を受けているときは、これらを添えて、その届出をしなければならない。

(付記がされた書面で届出をする場合の特例)

第三十条 法第二十八条から 第二十九条までの規定による付記がされた書面で届出をすべき者は、その者に係る国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、後期高齢者医療の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、介護保険の被保険者証又は国民年金手帳(国民年金法第十三条の国民年金手帳をいう。)の交付を受けているときは、これらを添えて、その届出をしなければならない。

### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法) 第三十条の三 法第三十条の三第一項の規定により 住民票コードの記載の変更の請求をしようとす る者は、同条第二項に規定する変更請求書を提 出する際に、 法第三十条の四十四第一項に規定 する住民基本台帳カード (以下「住民基本台帳 カード」という。) 又は総務省令で定める書類 を提示しなければならない。 (住民票コードの記載の変更請求書の提出方法) 第三十条の三 法第三十条の三第一項の規定により 住民票コードの記載の変更の請求をしようとす る者は、同条第二項に規定する変更請求書を提 出する際に、◆削除◆住民基本台帳カード◆削 除◆又は総務省令で定める書類を提示しなけれ ばならない。

#### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

- 第三十条の五 法第三十条の五第一項に規定する住 民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める事項とする。
  - 一住民票の記載を行つた場合住民票の記載を行った旨並びに転入その他の総務省令で定める記載の事由及びその事由が生じた年月日
  - 二 住民票の消除を行つた場合 住民票の消除を行った旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日(法第二十四条の規定による届出に基づき住民票の消除を行つた場合にあつては、転出の予定年月日)
  - 三 法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全部又は一部についての記載の修正を行つた場合住民票の記載の修正を行つた旨並びに転居その他の総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日
  - 四 法第七条第十三号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

- 第三十条の五 法第三十条の五第一項に規定する住 民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める事項とする。
  - 一 住民票の記載を行つた場合 住民票の記載を行った旨並びに転入その他の総務省令で定める 記載の事由及びその事由が生じた年月日
  - 二 住民票の消除を行つた場合 住民票の消除を行った旨並びに転出その他の総務省令で定める消除の事由及びその事由が生じた年月日(転出届に基づき住民票の消除を行つた場合にあっては、転出の予定年月日)
  - 三 法第七条第一号から第三号まで及び第七号に 掲げる事項(同号に掲げる事項については、 住所とする。)の全部又は一部についての記 載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を 行つた旨並びに転居その他の総務省令で定め る記載の修正の事由及びその事由が生じた年 月日
  - 四 法第七条第十三号に掲げる事項についての記載の修正を行つた場合 住民票の記載の修正を 行つた旨、総務省令で定める記載の修正の事

行つた旨、総務省令で定める記載の修正の事由及びその事由が生じた年月日並びに当該住民票の記載の修正前に記載されていた住民票コード(当該住民票に住民票コードが記載されていなかつた場合にあつては、その旨)

由及びその事由が生じた年月日並びに当該住 民票の記載の修正前に記載されていた住民票 コード(当該住民票に住民票コードが記載さ れていなかつた場合にあつては、その旨)

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの 記録事項)

第三十条の十二 法第三十条の四十四第一項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者(次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。)がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が記録された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。

(住民基本台帳カードの 記載事項)

第三十条の十二 法第三十条の四十四第一項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者(次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。)がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が記載された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。

### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(住民基本台帳カードの交付)

- 第三十条の十五 市町村長は、交付申請者又はその 法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出 頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するも のとする。この場合において、当該交付申請者 又はその法定代理人は、総務省令で定める書類 を提示しなければならない。
- 2 市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない 理由により交付申請者の出頭が困難であると認 められ、かつ、当該交付申請者が本人であるこ とが明らかであるときは、前項の規定にかかわ らず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求 めて、当該住民基本台帳カードを交付すること ができる。この場合において、当該交付申請者 の指定した者は、総務省令で定める書類を提示 しなければならない。

(住民基本台帳カードの交付)

- 第三十条の十五 法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長(以下この章において「住所地市町村長」という。)は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。
- 2 住所地市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該住民基本台帳カードを交付することができる。この場合において、当該交付申請者の指定した者は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの記録事項の変更届出) 第三十条の十七 住民基本台帳カードの交付を受け ている者は、当該住民基本台帳カードに記録されている事項(住民票コードを除く。)に変更 を生じたときは、当該住民基本台帳カードを添えて、当該住民基本台帳カードを交付した市町 村長に届け出なければならない。ただし、転出 をしたときは、この限りでない。 ◆削除◆

# - 本則-

# 施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの再交付の申請等)

- 第三十条の十八 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合その他総務省令で定める場合には、 当該住民基本台帳カードを交付した市町村長(以下「交付市町村長」という。)に対し、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した再交付申請書を提出して、住民基本台帳カードの再交付を求めることができる。
- 2 前項の規定により住民基本台帳カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている住民基本台帳カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該住民基本台帳カードを返納の上、再交付を求めなければならない。
- 3 再交付された住民基本台帳カードについて 第三 十条の十六の規定を適用する場合には、同条中 「住民基本台帳カード」とあるのは、「再交付 された住民基本台帳カード」とする。

(住民基本台帳カードの再交付の申請等)

- 第三十条の十七 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合その他総務省令で定める場合には、住所地市町村長に対し、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した再交付申請書を提出して、住民基本台帳カードの再交付を求めることができる。
- 2 前項の規定により住民基本台帳カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている住民基本台帳カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該住民基本台帳カードを返納の上、再交付を求めなければならない。
- 3 再交付された住民基本台帳カードについて 前 条の規定を適用する場合には、同条中「住民基 本台帳カード」とあるのは、「再交付された住 民基本台帳カード」とする。

# - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付の申 請)

- 第三十条の十九 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間の満了する日までの期間が三月未満となつた場合その他総務省令で定める場合には、第三十条の十四の規定にかかわらず、 交付市町村長に対し、当該住民基本台帳カードの有効期間内においても当該住民基本台帳カードを提示して、新たな住民基本台帳カードの交付を求めることができる。
- 2 交付市町村長は、前項の求めがあつた場合に は、その者に対し、その者が現に有する住民基 本台帳カードと引換えに新たな住民基本台帳 カードを交付しなければならない。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付の申請)

- 第三十条の十八 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間の満了する日までの期間が三月未満となつた場合その他総務省令で定める場合には、第三十条の十四の規定にかかわらず、 住所地市町村長に対し、当該住民基本台帳カードの有効期間内においても当該住民基本台帳カードを提示して、新たな住民基本台帳カードの交付を求めることができる。
- 2 住所地市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する住民基本台帳カードと引換えに新たな住民基本台帳カードを交付しなければならない。

#### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(紛失した住民基本台帳カードを発見した場合の 届出)

第三十条の二十 法 第三十条の四十四第五項の規定 による届出をした者は、紛失した住民基本台帳 カードを発見したときは、 第三十条の二十三第 一項第二号に掲げる場合を除き、遅滞なく、そ の旨を 交付市町村長に届け出なければならな い。

(紛失した住民基本台帳カードを発見した場合の 届出)

第三十条の十九 法 第三十条の四十四第八項の規定 による届出をした者は、紛失した住民基本台帳 カードを発見したときは、 第三十条の二十一第 一項第二号に掲げる場合を除き、遅滞なく、そ の旨を 住所地市町村長に届け出なければならな い。

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの失効)

(住民基本台帳カードが失効する場合)

- 第三十条の二十一 住民基本台帳カードは、次の各 号のいずれかに該当する場合には、その効力を 失う。
  - 一住民基本台帳カードの交付を受けている者が◆追加◆転出をしたとき (付記転出届をしたときを除く。)。
  - 二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が 付記転出届をした場合において ◆追加◆、当 該 付記転出届により届け出た転出の予定年月 日から三十日を経過し、又は転入をした日か ら十四日を経過したとき。

#### ◆追加◆

- 三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が 死亡したとき。
- 四 住民基本台帳カードの交付を受けている者が 法の適用を受けない者となつたとき。
- 五 住民基本台帳カードの交付を受けている者に 係る住民票が消除されたとき (転出をし、又 は前二号に掲げる場合に該当したことにより 当該住民票が消除されたときを除く。)。
- ☆ 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。
- 七 住民基本台帳カードの有効期間が満了したとき。
- 八 第三十条の十八第一項に規定する場合に該当することとなつた住民基本台帳カードにあつては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあつたとき。
- 九 返納された住民基本台帳カードにあつては、 当該住民基本台帳カードが返納されたとき。
- 十 次条第一項の規定により返納を命ぜられた住 民基本台帳カードにあつては、同条第二項の 規定により住民基本台帳カードの返納を命ず る旨を通知し、又は公示したとき。

- 第三十条の二十 法第三十条の四十四第九項の政令 で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 一 住民基本台帳カードの交付を受けている者が 国外に転出をしたとき ◆削除◆。
  - 二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が 転出届をした場合において、当該者が最初の 転入届を行うことなく、当該 転出届により届 け出た転出の予定年月日から三十日を経過 し、又は転入をした日から十四日を経過した とき。
  - 三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が 転出届をした場合において、当該者が当該転 出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に 当該住民基本台帳カードの提出を行うことな く、最初の転入届をした日から九十日を経過 し、又は当該者が当該市町村長の統括する市 町村から転出をしたとき。
  - 四 住民基本台帳カードの交付を受けている者が 死亡したとき。
  - 五 住民基本台帳カードの交付を受けている者が 法の適用を受けない者となつたとき。
  - 六 住民基本台帳カードの交付を受けている者に 係る住民票が消除されたとき (転出届 (国外 への転出に係るものを除く。)に基づき当該 住民票が消除されたとき又は第一号若しく は前二号に掲げる場合に該当したことにより 当該住民票が消除されたときを除く。)。
  - 七 住民基本台帳カードの交付を受けている者に 係る住民票に記載されている住民票コードに ついて記載の修正が行われたとき。

#### ◆削除◆

- 八 第三十条の十七第一項に規定する場合に該当することとなった住民基本台帳カードにあっては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあったとき。
- 九 次条第四項の規定により返納された住民基本 台帳カードにあつては、当該住民基本台帳 カードが返納されたとき。
- 十 第三十条の二十二第一項の規定により返納を 命ぜられた住民基本台帳カードにあつては、 同条第二項の規定により住民基本台帳カード の返納を命ずる旨を通知し、又は公示したと き。

#### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

# (住民基本台帳カードの返納)

- 第三十条の二十三 法 第三十条の四十四第六項に規 定する政令で定める場合は、次に掲げる場合と する。
  - 第三十条の二十一第一号、第二号又は第四号 から第七号までの規定のいずれかに該当した とき。
  - 二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合に おいて、紛失した住民基本台帳カードを発見 したとき。

# (住民基本台帳カードの返納)

- 第三十条の二十一 法 第三十条の四十四第十項に規 定する政令で定める場合は、次に掲げる場合と する。
  - 一 前条第三号又は第七号に該当したとき。
  - 二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合に おいて、紛失した住民基本台帳カードを発見 したとき。
  - 三 次条第一項の規定により返納を命ぜられたとき。

#### ◆追加◆

- 2 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、 ◆追加◆前項各号のいずれかに該当する場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他 総務省令で定める事項を記載した書面を添え て、当該住民基本台帳カード(同項第二号の場 合にあつては、発見した住民基本台帳カード) を、交付市町村長に遅滞なく返納しなければならない。
- 3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、付記転出届をした場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該付記転出届に係る法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届を受けた市町村長に当該住民基本台帳カードを返納しなければならない。この場合において、住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、その旨を交付市町村長に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて交付市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを 交付市町 村長に返納することができる。

- 2 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、 住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合 又は前項各号のいずれかに該当する場合には、 住民基本台帳カードを返納する事由その他総務 省令で定める事項を記載した書面を添えて、当 該住民基本台帳カード(同項第二号の場合にあ つては、発見した住民基本台帳カード)を、住 所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。
- 3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、 前条第一号、第二号、第五号又は第六号のいず れかに該当した場合には、住民基本台帳カード を返納する事由その他総務省令で定める事項を 記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カー ドを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定 のいずれかに該当する際にその者が記録されて いた住民基本台帳を備える市町村の市町村長 (第三十条の二十四第二項及び第五項において 「直前の住所地市町村長」という。) に遅滞な く返納しなければならない。

# ◆削除◆

4 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを 住所地市町村長に返納することができる。

### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

#### ◆追加◆

(住民基本台帳カードの返納命令)

- 第三十条の二十二 住所地市町村長は、住民基本台帳カードの法第三十条の四十四第三項の規定による交付又は同条第六項の規定による返還が錯誤に基づき、又は過失によつてされた場合において、当該住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができる。
- 2 住所地市町村長は、前項の規定により住民基本 台帳カードの返納を命ずることを決定したとき は、当該住民基本台帳カードの交付を受けてい る者に対し、書面によりその旨を通知しなけれ ばならない。この場合において、通知を受ける べき者の住所及び居所が明らかでないときその 他通知をすることが困難であると認めるとき は、その通知に代えて、その旨を公示すること ができる。

#### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの返納命令) 第三十条の二十二 交付市町村長は、錯誤に基づ き、又は過失により、住民基本台帳カードを交

# ◆削除◆

付した場合において、住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民 基本台帳カードの交付を受けている者に対し、 当該住民基本台帳カードの返納を命ずることが できる。

2 交付市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(返納された住民基本台帳カードの廃棄)

第三十条の二十四 住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、返納された住民基本台帳カードを廃棄しなければならない。

(返納された住民基本台帳カードの廃棄)

第三十条の二十三 住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、返納された住民基本台帳カードを廃棄しなければならない。

### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードを交付した場合等の措置) 第三十条の二十五 交付市町村長は、住民基本台帳 カードを交付した場合、住民基本台帳カードを 紛失した旨の届出を受けた場合、紛失した住民 基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた場 合、住民基本台帳カードがその効力を失つたこ とを知つた場合又は住民基本台帳カードの返納 を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通 知するものとする。

- ◆追加◆
- ◆追加◆
- ◆追加◆
- 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、 交付市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 3 委任都道府県知事(法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)は、第一項 ◆追加◆の規定による通知に係る事項を、指定情報処理機関(法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。)に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 5 市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、第一項 ◆追加◆の規定による通知に係る事

- (住民基本台帳カードを交付した場合等の措置) 第三十条の二十四 住所地市町村長は、住民基本台 帳カードを交付した場合、住民基本台帳カード を紛失した旨の届出を受けた場合、紛失した住 民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた 場合、住民基本台帳カードがその効力を失つた ことを知つた場合又は住民基本台帳カードの返 納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に 通知するものとする。
- 2 直前の住所地市町村長は、住民基本台帳カードがその効力を失つたことを知つた場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 3 法第二十四条の二第三項に規定する転出地市町村長(第五項において「転出地市町村長」という。)は、同条第三項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第九条第一項の規定による通知を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 4 法第二十四条の二第三項に規定する転入地市町村長(次項において「転入地市町村長」という。)は、住民基本台帳カードに法第三十条の四十四第六項に規定する措置を講じた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする
- 5 前各項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長、直前の住所地市町村長、転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

項の市町村長への通知その他の住民基本台帳 カードの適切な管理のために必要な措置を講じ なければならない。

- 6 委任都道府県知事(法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事をいう。以下この条において同じ。)は、第一項から第四項までの規定による通知に係る事項を、指定情報処理機関(法第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。)に通知するものとする。
- 7 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 8 市町村長、都道府県知事又は指定情報処理機関は、第一項から第四項までの規定による通知に係る事項の市町村長への通知その他の住民基本台帳カードの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

◆追加◆ ◆追加◆

◆追加◆

第四章の三 外国人住民に関する特例 (外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要 しない場合)

- 第三十条の二十五 法第三十条の四十八ただし書に 規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合 とする。
  - 一世帯主でない外国人住民とその世帯主(外国 人住民であるものに限る。次号及び次条にお いて同じ。)との親族関係に変更がない場合
  - 二 世帯主でない外国人住民とその世帯主との親 族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請 書その他の書類が市町村長に受理されている 場合

#### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

◆追加◆

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)

- 第三十条の二十六 法第三十条の四十九ただし書に 規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合 とする。
  - 一 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間 に親族関係がない場合
  - 二 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき (当該世帯主が世帯主となる場合に限
  - 三 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合(当該世帯主が世帯主となる場合に限る。)
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民 に関する転入届又は転居届に併せて転入届又

は転居届をする場合(当該他の外国人住民が 世帯主となる場合に限る。)その他総務省令 で定める場合において、世帯主でない外国人 住民とその世帯主との親族関係を確認するこ とができると市町村長が認めるとき。

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

### ◆追加◆

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例)

第三十条の二十七 外国人住民(中長期在留者のうち出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年 令第三百十九号。以下この条において「入管 法」という。)別表第二の上欄の永住者の在留 資格をもつて在留する者(以下この条において 「永住者」という。)及び特別永住者を除く。 次項において同じ。)に対し交付される住民基 本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の 規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間 とする。

中長期在 留者(永 住者を除 く。) 住民基本台帳カードの発行の日から 入管法第十九条の三に規定する在留 カード (総務省令で定める場合にあ つては、総務省令で定める書類) に 記載されている在留期間の満了の日 まで

一時 庇(ひ)護 許可者又 は仮滞在 許可者 住民基本台帳カードの発行の日から 入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の 二の四第二項に規定する仮滞在許可 書に記載されている仮滞在期間を経 過する日まで

住民基本台帳カードの発行の日から 出生した日又は日本の国籍を失つた 日から六十日を経過する日まで

2 外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定を適用する場合には、同項中「交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず」とあるのは「再交付された住民基本台帳カードの規定により請み替えて適用する第三十条の十六の規定にかかわらず」と、同項の表中「住民基本台帳カード」とあるのは「再交付された住民基本台帳カード」とする。

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(外国人住民についての適用の特例)
第三十条の二十八 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第受理し、 若しくは 職権で戸 条 第の記載 第 五十受理したとき、又は法第九条 第二項若しくは法第三十条の 五十条 第 一 元 記録をし 元 で 五 ・ たとき、 スは法第 ー 九条第二 号 可受理したとき、又は法第三十条の 五十
第 又は第十 若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄 の 三 第 一 項 第 四 号
第 及び第六 、第七号及び第八号に掲げる 十 号から第 事項並びに法第三十条の四十五に規定する外国人住民となる へ に掲げる つた年月日(法第七条第四号の 事項(同 若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄 でする国籍等又は同条の表の下欄
第 及び戸籍 、法第三十条の四十五に規定 こ の表示 する国籍等及び同条の表の下 横に掲げる事項 条
第五号ま

四		
四条の三		
の		
三		

施行日:平成24年 7月14日までに

#### 第五章 雑則

(指定都市に関する法の規定の特例)

- 第三十一条 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六条第一項、法第十条、法第十一条第三項、法第十一条第三項、法第十一条の二第三項、第四項及び第八項から第十二項をで、法第十二条の三第五項から第八項まで、法第十二条の三第三項、法第十六条第二項及び第三項、法第二十七条の二第二項、法第二十十五条の二第二項、法第二十七条第二項及び第三項、法第二十条の三第三項及び第四項、◆追加◆法第三十条の三第三項及び第四項、◆追加◆法第三十四条並びに法附則第四条第一項とする。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第 二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下こ の項及び次条において「指定都市」という。) について法の規定を適用する場合には、次の表 の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読 み替えるものとする。

<u> </u>	, , ,	
第三条第 一項	市町 村長	市長及び区長
第九条第 二項	市町 村長	市町村長(指定都市にあつ ては、区長)
	市町 村 住 民	市町村の住民(指定都市に あつては、区の区域内に住 所を有するその区の属する 市の住民)
第十一条 第一項	市町 村長	区長
	市村備る民本帳町がえ住基台	区長が作成した住民基本台 帳
第十一条 の二第一 項	市町 村長 は	区長は
第十二条	住民	住民基本台帳を作成した区

### 第五章 雑則

(指定都市に関する法の規定の特例)

- 第三十一条 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六条第一項、法第十条、法第十条、法第十条、法第十一条第三項、法第十一条の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、法第十二条の三第三項、法第十二条の三第三項、法第十六条第二項、法第二十二条の二第二項、法第二十二条の二第二項、法第二十二条がら第三項、法第二十条の二、法第三十条の四十五から第三項、法第三十条の四十五から第三十条の四十八まで並びに法第三十四条並びに法第三十四条第一項とする。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第 二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下こ の項及び次条において「指定都市」という。) について法の規定を適用する場合には、次の表 の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読 み替えるものとする。

か省んるものとする。		
第三条第 一項	市町 村長	市長及び区長
第九条第 二項	市町 村長	市町村長(指定都市にあつ ては、区長)
	市町 村の 住民	市町村の住民(指定都市に あつては、区の区域内に住 所を有するその区の属する 市の住民)
第十一条 第一項	市町 村長	区長
	市村備る民本帳町がえ住基台	区長が作成した住民基本台 帳
第十一条 の二第一 項	市町 村長 は	区長は

63

第一項	基台をえ市村市村本帳備る町の町長	長
第十二条の二第一	市町 村長	区長
項並びに 第十二条 の三第一 項及び第 二項	市村備る民本帳町がえ住基台	区長が作成した住民基本台 帳
第十二条 の四第一 項	住基台をえ市村市村民本帳備る町の町長	住民基本台帳を備える市町 村の市町村長(指定都市に あつては、当該住民基本台 帳を作成した区長)
	市町 村長 に対 し	市町村長(指定都市にあつ ては、区長)に対し
第十二条 の四第二 項	受け た市 町村 長	受けた市町村長(指定都市にあつては、区長)
第十二条 の四第五 項	交地町長は所市村付市村又住地町長	交付地市町村長(指定都市 にあつては、市長。以下こ の項において同じ。)又は 住所地市町村長(指定都市 にあつては、市長。以下こ の項において同じ。)
第十三条	委員会を	委員会をいい、区の選挙管 理委員会を含む
	市町 村の町 村長	区の区長
第十四条 第一項	市町 村長	市長及び区長

第一項	住基台をえ市村市村民本帳備る町の町長	住民基本台帳を作成した区長
第十二条の二第一	市町 村長	区長
項並びに 第十二条 の三第一 項及び第 二項	市村備る民本帳町がえ住基台	区長が作成した住民基本台 帳
第十二条 の四第一 項	住基台をえ市村市村民本帳備る町の町長	住民基本台帳を備える市町 村の市町村長(指定都市に あつては、当該住民基本台 帳を作成した区長)
	市町 村長 に対 し	市町村長(指定都市にあつ ては、区長)に対し
第十二条 の四第二 項	受け た 町 長	受けた市町村長(指定都市にあつては、区長)
第十二条 の四第五 項	交地町長は所市村付市村又住地町長	交付地市町村長(指定都市 にあつては、市長。以下こ の項において同じ。)又は 住所地市町村長(指定都市 にあつては、市長。以下こ の項において同じ。)
第十三条	委員会をいう	委員会をいい、区の選挙管 理委員会を含む
	市町 村の町 村長	区の区長
第十四条	市町	市長及び区長

第二項	住基台をえ市村市村民本帳備る町の町長	住民基本台帳を作成した区 長
第十七条 の二第一 項	市町村名	市名及び区名
第二十条第一項	備る町の町長 え市村市村	区長が作成した戸籍の附票
第二十条第二項か	市町 村長	区長
ら第四項 まで	市村備る籍附町がえ戸の票	区長が作成した戸籍の附票
第二十四 条の二第 三項	受け た市 町村 長	受けた市町村長(指定都市にあつては、区長)
第二十四 条の二第 五項	転地町長は出市村入市村又転地町長	転入地市町村長(指定都市 にあつては、市長。以下こ の項において同じ。)又は 転出地市町村長(指定都市 にあつては、市長。以下こ の項において同じ。)
第三十条 の二第二 項	そ市村住基台 の町の民本帳	当該区長が作成する住民基 本台帳
第三十条 の三第一 項及び第 二項	住基台をえ市村民本帳備る町の	住民基本台帳を作成した区 長

第一項	村長	
第二項	住基台をえ市村市村民本帳備る町の町長	住民基本台帳を作成した区 長
第十七条 の二第一 項	市町村名	市名及び区名
第二十条第一項	備る町の町長 え市村市村	区長が作成した戸籍の附票
第二十条第二項か	市町 村長	区長
ら第四項 まで	市村備る籍附町がえ戸の票	区長が作成した戸籍の附票
第二十四 条の二第 三項	受け た市 町 長	受けた市町村長(指定都市にあつては、区長)
第二十四 条の二第 五項	転地町長は出市村入市村又転地町長	転入地市町村長(指定都市 にあつては、市長。以下こ の項において同じ。)又は 転出地市町村長(指定都市 にあつては、市長。以下こ の項において同じ。)
第三十条 の二第二 項	そ市村住基台 の町の民本帳	当該区長が作成する住民基 本台帳
第三十条 の三第一 項及び第 二項	住基台をえ市民本帳備る町	住民基本台帳を作成した区 長

	- <del></del>	
	市町 村長	
第三十条の五第一	市町 村長	区長
項	都道 府県 知事 に	、当該区の属する市の市長 を経由して、都道府県知事 に
第三十条 の七第一 項	当該 市町長 が	当該市に属する区の区長が
第三十条 の三十一 第二項	市町村長	市長若しくは区長
第三十条 の四十二 第一項	市村そ他市村執機町長のの町の行関	市長その他の市の執行機関又は区長
第三十条 の四十三 第一項	市村そ他市村執機町長のの町の行関	市長その他の市の執行機関 若しくは区長
第三十条 の四十四 第一項 及び第二 項	住基台をえ市村市村民本帳備る町の町長	住民基本台帳を作成した区 長を経由して、市長
第三十条 の四十四 第三項	政でめとろよ 令定るこにり	政令で定めるところにより、その者が記録されている住民基本台帳を作成した 区長を経由して
第三十条 の四十四 第五項	その旨を	その旨を、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、
第三十条	転出	市の区域外へ住所を移す

	110	
	村の 市町 村長	
第三十条の五第一	市町 村長	区長
項	都道 府県 知に	、当該区の属する市の市長 を経由して、都道府県知事 に
第三十条 の七第一 項	当市村が 該町長	当該市に属する区の区長が
第三十条 の三十一 第二項	市町村長	市長若しくは区長
第三十条 の四十二 第一項	市村そ他市村執機町長のの町の行関	市長その他の市の執行機関又は区長
第三十条 の四十三 第一項	市村そ他市村執機町長のの町の行関	市長その他の市の執行機関若しくは区長
第三十条 の四十四 第一項 ◆削除◆	者は	者は、その者が記録されて いる住民基本台帳を作成し た区長を経由して ◆削除◆
第三十条 の四十四 第二項	住所 地市 町村 長	その者が記録されている住 民基本台帳を作成した区長 を経由して、住所地市町村 長
第三十条 の四十四 第三項	政でめとろよ 令定るこにり	政令で定めるところにより、その者が記録されている住民基本台帳を作成した 区長を経由して
第三十条 の四十四 第五項	市町村長	、最初の転入届を受けた区 長を経由して、市長
第三十条	必要	必要な措置を講じ、最初の

の四十四 第六項	をする	
	当住基台カドを	当該住民基本台帳カード を、その者が記録されてい る住民基本台帳を作成した 区長を経由して、
第三十一条の二	市町 村長	市長又は区長
第三十一 条の四	市町 村長	市長又は区長
	都道 府県 知事	市長がした処分に不服がある者にあつては都道府県知事に、区長がした処分に不服がある者にあつては市長
	異議申立て	市長がした処分に不服がある者にあつては異議申立てを、区長がした処分についての審査請求の裁決に不服がある者にあつては都道府県知事に再審査請求
第三十六条	市町 村長	市長又は区長
第三十六 条の二第 一項	市町村長	市長及び区長
第三十六 条の二第 二項	市町村長	市長又は区長
第三十六 条の三	市町 村長	市長及び区長
	市町 村	市及び区

の四十四 第六項	な措 置を 講じ	転入届を受けた区長を経由 して
第三十条 の四十四 第七項及 び第八項	その旨を	その旨を、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、
第三十条 の四十四 第十項	当住基台カド 該民本帳ーを	当該住民基本台帳カード を、その者が記録されてい る住民基本台帳を作成した 区長を経由して
第三十条の五十	住基台をえ市村市村民本帳備る町の町長	住民基本台帳を作成した区 長
第三十一条の二	市町村長	市長又は区長
第三十一 条の四	市町 村長	市長又は区長
	都道 府県 知事	市長がした処分に不服がある者にあつては都道府県知事に、区長がした処分に不服がある者にあつては市長
	異議 申立	市長がした処分に不服があ る者にあつては異議申立て
	τ	を、区長がした処分につい ての審査請求の裁決に不服 がある者にあつては都道府 県知事に再審査請求
第三十六条	市町村長	を、区長がした処分につい ての審査請求の裁決に不服 がある者にあつては都道府
	市町	を、区長がした処分につい ての審査請求の裁決に不服 がある者にあつては都道府 県知事に再審査請求
条 第三十六 条の二第	市町村長市町	を、区長がした処分につい ての審査請求の裁決に不服 がある者にあつては都道府 県知事に再審査請求 市長又は区長
条 第三十六 条の二第 一項 第三十六 条の二第	市村長市村長市町	を、区長がした処分についての審査請求の裁決に不服がある者にあつては都道府県知事に再審査請求 市長又は区長 市長及び区長

#### 施行日:平成24年7月14日までに

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

- 第三十二条 指定都市においては、第六条の二から 第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第 十四条、第十五条、第十六条から第二十条ま で、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第 三十条の二、第三十条の四 ◆追加◆並びに附則 第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長 に関する規定は、それぞれその市の区又は区長 に適用する。
- 2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>る字句に読み替えるものとする。</u>				
第十 三条 第三 項	市町村 長	区長		
	都道府 県知事 に	、当該区の属する市の市長を 経由して、都道府県知事に		
第三 十条 の 五 項	当該市 町村	当該交付申請者が記録されて いる住民基本台帳を作成した 区長を経由して、当該区		
第二 十の 五 項	当該 付申 者の と る と る る と る の と の る の た の の の の の の の の の の の の の の の の	当該交付申請者が記録されて いる住民基本台帳を作成した 区長を経由して、当該交付申 請者の指定した者の		
第三 十条 の十 七	当民基帳 おからし おからし	その者が記録されている住民 基本台帳を作成した区長を経 由して、当該住民基本台帳 カードを交付した		
	転出を した	市の区域外へ住所を移した		
第十の八一 一	総務で定 めるには	総務省令で定める場合には、 その者が記録されている住民 基本台帳を作成した区長を経 由して		
第三 十条 の二 十	交付市 町村 長に	、その者が記録されている住 民基本台帳を作成した区長を 経由して、 <mark>交付市町村長</mark> に		
第三十条の二	転出をした	市の区域外へ住所を移した		

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

- 第三十二条 指定都市においては、第六条の二から 第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、第 十四条、第十五条、第十六条から第二十条ま で、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第 三十条の二、第三十条の四、第三十条の二十五 並びに第三十条の二十六並びに附則第三条、第 五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規 定は、それぞれその市の区又は区長に適用す る。
- 2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>る字句に読み替えるものとする。</u>		
第三第三項	市町 村長	区長
	都道 府県 知に	、当該区の属する市の市長を経 由して、都道府県知事に
第三 十の 五 項	当該 市町 村	当該交付申請者が記録されてい る住民基本台帳を作成した区長 を経由して、当該区
第 十 の 五 二 二	当交申者指し者	当該交付申請者が記録されてい る住民基本台帳を作成した区長 を経由して、当該交付申請者の 指定した者の
第十の七一	総省でめ場に	総務省令で定める場合には、その者が記録されている住民基本 台帳を作成した区長を経由して
第十の八一	住所 地市 町長	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長
第二 十の八二 八二	その 者に 対し	その者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して

十一第一号		
第十の十第号	付記転 出届を した	付記転出届(市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。)をした
第三十条の二十二	者に対 し	者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第十の十第項	交付市 町村 長に	その者が記録されている住民 基本台帳を作成した区長を経 由して、 <mark>交付市町村長</mark> に
第三十条の二	付記転 出届を した	付記転出届(市の区域外へ住 所を移すことに係るものに限 る。)をした
十三第三項	市町村 長に	区長を経由して、市長に
第三 十の十第五 項	交付市 町村 長に	、その者が記録されている住 民基本台帳を作成した区長を 経由して、 <mark>交付市町村長</mark> に

_	_	
第三 十条 の十 九	住所 地市 町村 長	、その者が記録されている住民 基本台帳を作成した区長を経由 して、 住所地市町村長に
第十の十二及第号三条二第号び三	転出をした	転出届(市の区域外へ住所を移 すことに係るものに限る。)を した
第十の十第項	住所 市村 長	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長に
第十の十第項	当住基台カド	当該住民基本台帳カードを、当 該住民基本台帳カードがこれら の規定のいずれかに該当する際 にその者が記録されていた住民 基本台帳を作成した区長を経由 して
第十の十第項	住所 地村 長	、その者が記録されている住民 基本台帳を作成した区長を経由 して、 住所地市町村長に
第三 十条 の二 十二	者に対し	者に対し、その者が記録されて いる住民基本台帳を作成した区 長を経由して

- 改正法·附則・題名- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

施行日:平成22年12月27日

◆追加◆

附則(平成二二・一二・二七政二五三)抄

- 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

施行日:平成22年12月27日

◆追加◆

# (施行期日)

第一条 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正 する法律(以下「改正法」という。)の施行の 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。

一目次の改正規定、第一条、第十一条、第十二 条第一項及び第二十六条の改正規定、第二十 七条の改正規定(同条第一号の改正規定 (「(以下「転入届」という。)」に係る部 分に限る。)及び同条第二号の改正規定

(「、法第二十四条」を「の規定による届出 (以下「転居届」という。)、転出届」に改 め、「届出」の下に「(次条第二号及び第二 十七条の三第二号において「世帯変更届」と いう。)」を加える部分に限る。)を除 く。)、第二十七条の二の改正規定(同条第 一号の改正規定(「法第二十二の規定による 届出」を「転入届」に改める部分に限る。) 及び同条第二号の改正規定(「法第二十三 条、法第二十四条及び法第二十五条の規定に よる届出」を「転居届、転出届及び世帯変更 届」に改める部分に限る。)を除く。)、第 二十七条の三の改正規定(同条第一号に係る 部分(法第三十条の四十六及び法第三十条の 四十七の規定による届出に係る部分に限 る。)及び同条第三号に係る部分に限 る。)、第二十八条の改正規定(同条第一号 の改正規定(転入届に係る部分に限る。)及 び同条第二号の改正規定を除く。)、第二十 九条の見出しの改正規定、第四章の二の次に -章を加える改正規定、第三十一条第一項の 改正規定、同条第二項の表第三十条の四十四 第六項の項の次に次のように加える改正規定 (同表第三十条の五十の項に係る部分に限 る。)並びに第三十二条第一項の改正規定並 びに附則第八条から第十条までの規定 出入国 管理及び難民認定法及び日本国との平和条約 に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国 管理に関する特例法の一部を改正する等の法 律(平成二十一年法律第七十九号。以下「入 管法等改正法」という。)の施行の日 :第十二条第二項第三号、第十五条の三第二項 及び第三十条の改正規定並びに次条から附則

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

|施行日:平成22年12月27日

◆追加◆

(仮住民票の磁気ディスクによる調製)

第二条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、改正法附則第三条第一項に規定する 仮住民票(以下「仮住民票」という。)を磁気 ディスク(これに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製することができる。この場 合においては、この政令による改正後の住民基 本台帳法施行令(以下「新令」という。)第二 条の規定を準用する。

第七条まで及び附則第十一条の規定 公布の日

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

施行日:平成22年12月27日

◆追加◆

(仮住民票の記載事項)

第三条 市町村長が改正法附則第三条第一項又は第 二項の規定により仮住民票を作成する場合に は、改正法による改正後の住民基本台帳法(以 下「新法」という。)第三十条の四十五の表中

「入管法第十九条の三に規定する在留カード (総務省令で定める場合にあつては、総務省令 で定める書類)に記載されている在留資格、 留期間及び在留期間の満了の日並びに在留第 とあるのは「入管法第二条の二第 項に規定する在留資格、同条第三項に規定する 在留期間及びその満了の日並びに外国人登録 (昭和二十七年法律第百二十五号)第四条第一 項第一号に規定する登録番号」と、「入管書 記載されている特別永住者証明書の番号」と 記載されている特別永住者証明書の番号」と 記載されている特別永住者証明書の番号」と るのは「外国人登録法第四条第一項第一号に規 定する登録番号」とする。

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

施行日:平成22年12月27日

# ◆追加◆

(仮住民票の消除)

第四条 市町村長は、改正法附則第三条第一項に規定する政令で定める日(以下「基準日」という。)後附則第一条第一号に定める日(以下「第一号施行日」という。)の前日までの間に、仮住民票の作成の対象とされた者が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、その仮住民票を消除しなければならない

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

施行日:平成22年12月27日

#### ●追加◆

(仮住民票の記載の修正)

第五条 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日 までの間に、仮住民票に記載されている事項に 変更があったときは、その仮住民票の記載の修 正をしなければならない。

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

施行日:平成22年12月27日

# ◆追加◆

(仮住民票の記載事項に係る調査)

- 第六条 市町村長は、仮住民票の記載、消除又は記載の修正に際し、必要があると認めるときは、 仮住民票に記載される事項について調査をする ことができる。
- 2 前項の場合においては、新法第三十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

施行日:平成22年12月27日

#### ◆追加◆

(仮住民票に記載されている事項の安全確保) 第七条 市町村長は、仮住民票に関する事務の処理 に当たっては、仮住民票に記載されている事項 の漏えい、滅失及びき損の防止その他の仮住民 票に記載されている事項の適切な管理のために 必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から仮住民票に関する 事務の委託を受けた者が受託した業務を行う場 合について準用する。

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

# 施行日:平成22年12月27日

### ◆追加◆

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例に関する経過措置)

第八条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。)とみなされている外国人登録証明書(入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)に規定する外国人登録証明書をいう。)は、在留カードとみなして、新令第三十条の二十七の規定を適用する。

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

#### |施行日:平成22年12月27日

# ◆追加◆

(外国人住民に係る住民票コードの記載に関する 経過措置)

第九条 市町村長は、改正法附則第九条に規定する 政令で定める日の翌日(以下「適用日」とい う。)に、現に住民基本台帳に記録されている 外国人住民(新法第三十条の四十五に規定する 外国人住民をいう。以下同じ。)であって適用 日前に新法第二十四条の規定による届出(以下 この項において「転出届」という。)をし、か つ、当該転出届に記載された転出の予定年月日 が適用日以後である者以外の者に係る住民票に 新法第三十条の七第一項の規定により都道府県 知事から指定された新法第七条第十三号に規定 する住民票コード(以下この条において「住民 票コード」という。)のうちから選択するいず れか一の住民票コードを記載するものとする。 この場合において、市町村長は、当該記載に係 る者以外の者に係る住民票に記載した住民票 コードと異なる住民票コードを選択して記載す るものとする。

のとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3 前二項の場合においては、新法第三十条の二第 三項の規定を準用する。

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

施行日:平成22年12月27日

◆追加◆

(住所を変更した外国人住民に係る市町村長の通知に関する規定の適用の特例)

第十条 外国人住民については、適用日の前日までは、新令第十三条第三項及び第四項の規定は、 適用しない。

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 政令 第253号~

施行日:平成22年12月27日

◆追加◆

(指定都市の特例)

第十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に 対する附則第二条から第七条まで及び第九条の 規定の適用については、区を市と、区長を市長 とみなす。

# 住民基本台帳法施行規則

平成11年10月6日自治省令第35号

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

平成22年12月27日 総務省 令 第113号

改正前	改正後			
- 本則-				
施行日:平成24年 7月14日までに				
◆追加◆	(戸籍の附票の記載の修正のための通知の方法) 第五条の二 法第十九条第四項の規定による通知 は、電子計算機の操作によるものとし、電気通 信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準 については、総務大臣が定める。 2 法第十九条第四項に規定する総務省令で定める 場合は、電気通信回線の故障その他の事由によ り電気通信回線を通じた送信ができない場合と する。			

### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(最初の転入届の手続)

第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の 転入届をしようとする者は、市町村長に対し、 (最初の転入届の手続)

第六条 法第二十四条の二第一項に規定する最初の 転入届をしようとする者は、市町村長に対し、 法 第二十四条の二第一項に規定する付記転出届 をした旨を明らかにしなければならない。 法 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本 台帳カード(以下「住民基本台帳カード」とい う。)の交付を受けている旨を明らかにしなけ ればならない。

# - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

### ◆追加◆

(転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項)

第七条の二 令第二十四条の三第七号に規定する総務省令で定めるものは、当該住民基本台帳カードの様式が別記様式第一又は別記様式第二のいずれであるかの別、当該住民基本台帳カードが真正なものであることを確認するために転入地市町村長が用いる符号その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項とする。

# - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(現に届出の任に当たっている者を特定する方 法)

- 第八条 法第二十七条第二項の規定による提示若し くは提出又は説明は、次のいずれかの方法によ るものとする。
  - 一 法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード(以下「住民基本台帳カード」という。)又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法
  - 二 前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は同一の世帯の住民基本台帳の記載事項について説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法

(現に届出の任に当たっている者を特定する方法)

- 第八条 法第二十七条第二項の規定による提示若し くは提出又は説明は、次のいずれかの方法によ るものとする。
  - 一◆削除◆住民基本台帳カード◆削除◆又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法
  - 二前号の書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に届出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は同一の世帯の住民基本台帳の記載事項について説明させる方法その他の市町村長が前号に準ずるものとして適当と認める方法

#### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

(都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)

- 第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省 一令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区 一分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 法第二十二条 ◆追加◆の規定による届出に基づき住民票の記載を行った場合 転入 ◆追加◆
  - 二 出生の届出(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第四十九条に規定する出生の届出をいう。以下この号において同じ。)の受
- (都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項)
- 第十一条 令第三十条の五第一号に規定する総務省 令で定める記載の事由は、次に掲げる場合の区 分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 法第二十二条 、第三十条の四十六及び第三十 条の四十七の規定による届出に基づき住民票 の記載を行った場合 転入 等
  - 二 出生の届出(戸籍法(昭和二十二年法律第二 百二十四号)第四十九条に規定する出生の届

理に伴い住民票の記載を行った場合又は法第 九条第二項の規定による通知(出生の届出の 受理に係るものに限る。)に基づき住民票の 記載を行った場合 出生

三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権記載等

- 2 令第三十条の五第二号に規定する総務省令で定める消除の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 法第二十四条の規定による届出に基づき住民 票の消除を行った場合 転出
  - 二 死亡の届出(戸籍法第八十六条に規定する死亡の届出をいう。以下この号において同じ。)の受理に伴い住民票の消除を行った場合又は法第九条第二項の規定による通知(死亡の届出の受理に係るものに限る。)に基づき住民票の消除を行った場合 死亡
  - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権消除等
- 3 令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 法第二十三条の規定による届出に基づき住民 票の記載の修正を行った場合 転居
  - 二 第二十一条の二又は第二十七条の二に規定する氏名又は住所に係る記載の修正を行った場合 軽微な修正
  - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権修正等
- 4 令第三十条の五第四号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 法第三十条の三の規定による変更請求に基づき住民票コードの記載の修正を行った場合住 民票コードの記載の変更請求
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 住民票コードの 職権記載等

- 出をいう。以下この号において同じ。)の受理に伴い住民票の記載を行った場合又は法第九条第二項の規定による通知(出生の届出の受理に係るものに限る。)に基づき住民票の記載を行った場合 出生
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権記載等
- 2 令第三十条の五第二号に規定する総務省令で定める消除の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 法第二十四条の規定による届出に基づき住民 票の消除を行った場合 転出
  - 二 死亡の届出(戸籍法第八十六条に規定する死亡の届出をいう。以下この号において同じ。)の受理に伴い住民票の消除を行った場合又は法第九条第二項の規定による通知(死亡の届出の受理に係るものに限る。)に基づき住民票の消除を行った場合 死亡
  - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権消除等
- 3 令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 法第二十三条の規定による届出に基づき住民 票の記載の修正を行った場合 転居
  - 二 第二十一条の二又は第二十七条の二に規定する氏名又は住所に係る記載の修正を行った場合 軽微な修正
  - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 職権修正等
- 4 令第三十条の五第四号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
  - 一 法第三十条の三の規定による変更請求に基づき住民票コードの記載の修正を行った場合住 民票コードの記載の変更請求
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 住民票コードの 職権記載等

# - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(住民基本台帳カードの表面記載事項等)

第三十四条 住民基本台帳カードの表面に記載する 事項は、氏名(別記様式第二に規定する住民基 本台帳カードについては、氏名、出生の年月 日、男女の別及び住所)とし、半導体集積回路 に記録する事項は、住民票コードとする。

### ◆削除◆

#### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(住民基本台帳カードの交付申請書の記載事項) 第三十五条 法第三十条の四十四第二項に規定する 総務省令で定める事項は、住民基本台帳カード の交付を受けようとする者(以下「交付申請 者」という。)の氏名、住所並びに住民票コー ド又は出生の年月日及び男女の別並びに交付を 受けようとする住民基本台帳カードの様式とす る。 (住民基本台帳カードの交付申請書の記載事項) 第三十四条 法第三十条の四十四第二項に規定する 総務省令で定める事項は、住民基本台帳カード の交付を受けようとする者(以下「交付申請 者」という。)の氏名、住所並びに住民票コー ド又は出生の年月日及び男女の別並びに交付を 受けようとする住民基本台帳カードの様式とす る。

施行日:平成24年 7月14日までに

#### (写真の添付)

第三十六条 交付申請者で別記様式第二に規定する 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者 は、法第三十条の四十四第二項に規定する交付 申請書に、申請前六月以内に撮影した無帽、正 面、無背景の写真を添付しなければならない。 ただし、 市町村長が必要がないと認めるときに は、添付を省略することができる。

# (写真の添付)

第三十五条 交付申請者で別記様式第二に規定する 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者 は、法第三十条の四十四第二項に規定する交付 申請書に、申請前六月以内に撮影した無帽、正 面、無背景の写真を添付しなければならない。 ただし、 法第三十条の四十四第一項に規定する 住所地市町村長(以下「住所地市町村長」とい う。)が必要がないと認めるときには、添付を 省略することができる。

# - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(住民基本台帳カードの交付の手続)

- 第三十七条 令第三十条の十五第一項に規定する総 務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの 書類及び法定代理人にあっては、戸籍謄本その 他その資格を証明する書類とする。
  - 一住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって交付申請者が本人であることを確認するため 市町村長が適当と認めるもの
  - 二 住民基本台帳カードの交付の申請について、 交付申請者が本人であること及び当該申請が 本人の意思に基づくものであることを確認す るため、郵便その他 市町村長が適当と認める 方法により当該交付申請者に対して文書で照 会したその回答書及び 市町村長が適当と認め る書類
- 2 令第三十条の十五第二項に規定する総務省令で 定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - 一住民基本台帳カードの交付の申請について、 交付申請者が本人であること及び当該申請が 本人の意思に基づくものであることを確認す るため、郵便その他 市町村長が適当と認める 方法により当該交付申請者に対して文書で照 会したその回答書及び 市町村長が適当と認め る書類
  - 二 交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料
  - 三 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって交付申請者が指定した者が本人であることを確認するため 市町村長が適当と認めるもの

# (住民基本台帳カードの交付の手続)

- 第三十六条 令第三十条の十五第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類及び法定代理人にあっては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類とする。
  - 一住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって交付申請者が本人であることを確認するため 住所地市町村長が適当と認めるもの
  - 二 住民基本台帳カードの交付の申請について、 交付申請者が本人であること及び当該申請が 本人の意思に基づくものであることを確認す るため、郵便その他 住所地市町村長が適当と 認める方法により当該交付申請者に対して文 書で照会したその回答書及び 住所地市町村 長が適当と認める書類
- 2 令第三十条の十五第二項に規定する総務省令で 定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - 一住民基本台帳カードの交付の申請について、 交付申請者が本人であること及び当該申請が 本人の意思に基づくものであることを確認す るため、郵便その他住所地市町村長が適当と 認める方法により当該交付申請者に対して文 書で照会したその回答書及び住所地市町村 長が適当と認める書類
  - 二 交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料
  - 三 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって交付申請者が指定した者が本人であることを確認するため 住所地市町村長が適当と認めるもの

### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの様式)

第三十八条 住民基本台帳カードの様式は、別記様 式第一及び第二のとおりとする。 (住民基本台帳カードの様式)

第三十七条 住民基本台帳カードの様式は、別記様 式第一及び第二のとおりとする。

# - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの再交付を求めることができる場合)

第三十九条 令 第三十条の十八第一項に規定する総 務省令で定める場合は、住民基本台帳カードの 機能が損なわれた場合とする。 (住民基本台帳カードの再交付を求めることができる場合)

第三十八条 令 第三十条の十七第一項に規定する総 務省令で定める場合は、住民基本台帳カードの 機能が損なわれた場合とする。

# - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(住民基本台帳カードの再交付申請書の記載事項)

第四十条 令 第三十条の十八第一項に規定する総務 省令で定める事項は、申請者の氏名、住所並び に住民票コード又は出生の年月日及び男女の 別、再交付を受けようとする住民基本台帳カー ドの様式並びに住民基本台帳カードの再交付を 受けようとする事由とする。 (住民基本台帳カードの再交付申請書の記載事項)

第三十九条 令 第三十条の十七第一項に規定する総務省令で定める事項は、申請者の氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別、再交付を受けようとする住民基本台帳カードの様式並びに住民基本台帳カードの再交付を受けようとする事由とする。

### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付を求めることができる場合)

第四十一条 令 第三十条の十九第一項に規定する総務省令で定める場合は、追記欄の余白がなくなったときその他 市町村長が特に必要と認めるときとする。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付を求めることができる場合)

第四十条 令 第三十条の十八第一項に規定する総務 省令で定める場合は、追記欄の余白がなくなっ たときその他 住所地市町村長が特に必要と認め るときとする。

#### - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの返納届の記載事項)

第四十二条 令 第三十条の二十三第二項及び第三項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

(住民基本台帳カードの返納届の記載事項)

第四十一条 令 第三十条の二十一第二項及び第三項に規定する総務省令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

#### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

|(住民基本台帳カードを交付した場合等の通知の |方法)

第四十四条 令 第三十条の二十五第二項及び第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民基本台帳カードを交付した場合等の通知の 方法)

第四十二条 令 第三十条の二十四第五項及び第七項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

施行日:平成24年7月14日までに

(住民基本台帳カードの返納の際の通知の方法) 第四十三条 令第三十条の二十三第四項の規定によ る通知は、電子計算機の操作によるものとし、 電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術 的基準については、総務大臣が定める。

# ◆削除◆

#### - 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

(住民基本台帳カードの暗証番号)

- 第四十五条 令第三十条の十五第一項の規定により 交付申請者又はその法定代理人が住民基本台帳 カードの交付を受けるときは、当該交付申請者 又はその法定代理人は、数字四桁からなる暗証 番号を設定しなければならない。
- 2 令第三十条の十五第二項の規定により交付申請者の指定した者が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者は、数字四桁からなる暗証番号を 市町村長に届け出なければならない。
- 3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、 住民基本台帳カードを利用するに当たり、 その 者が記録されている住民基本台帳を備える市町 村の市町村長その他の市町村の執行機関から暗 証番号の入力を求められたとき又は その者が記 録されている住民基本台帳を備える市町村以外 の市町村の市町村長その他の市町村の執行機 関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関 若しくは法別表第一の上欄に掲げる国の機関若 しくは法人から法に規定する事務若しくはその 処理する事務であって法の定めるところにより 当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求 めることができることとされているものの遂行 のため必要がある場合において暗証番号の入力 を求められたときは、入力装置に暗証番号を入 力しなければならない。

(住民基本台帳カードの暗証番号)

- 第四十三条 令第三十条の十五第一項の規定により 交付申請者又はその法定代理人が住民基本台帳 カードの交付を受けるときは、当該交付申請者 又はその法定代理人は、数字四桁からなる暗証 番号を設定しなければならない。
- 2 令第三十条の十五第二項の規定により交付申請者の指定した者が住民基本台帳カードの交付を受けるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者は、数字四桁からなる暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。
- 3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関若しては法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人から法に規定する事務若しくはその処当する事務であって法の定めるところにより当まする事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることとされているものの遂行のため必要がある場合において暗証番号を入力とされているものの入力を求められたときは、入力装置に暗証番号を入力はならない。

# - 本則-

施行日:平成24年 7月14日までに

(住民基本台帳カードの技術的基準)

第四十六条 住民基本台帳カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。

(住民基本台帳カードの技術的基準)

第四十四条 住民基本台帳カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。

# - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

### ◆追加◆

(在留カードに代わる書類等)

第四十五条 法第三十条の四十五及び令第三十条の 二十七第一項に規定する総務省令で定める場合 は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との 平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の 出入国管理に関する特例法の一部を改正する等

の法律(平成二十一年法律第七十九号。次項において「入管法等改正法」という。)附則第七条第一項に規定する法務大臣が中長期在留者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。)第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。)に対し、出入国港において在留カード(入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。次項において同じ。)を交付することができない場合とする。

2 法第三十条の四十五及び令第三十条の二十七第 一項に規定する総務省令で定める書類は、入管 法等改正法附則第七条第一項の規定により、後 日在留カードを交付する旨の記載がされた旅券 とする。

- 本則-

施行日:平成24年7月14日までに

#### ◆追加◆

(中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の 特例)

第四十六条 法第三十条の四十六に規定する総務省 令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等で、住民基本台帳に記録されていないものが新たに市町村の区域内に住所を定めた場合
- 二 日本の国籍を有しない者(法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。)で、住民基本台帳に記録されていないものが法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等となった後に転入をした場合

#### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

#### ◆追加◆

(外国語で作成した文書への訳文の添付) 第四十七条 法第三十条の四十八又は第三十条の四 十九に規定する世帯主との続柄を証する文書で 外国語によって作成されたものについては、翻

訳者を明らかにした訳文を添付しなければなら

ない。

#### - 本則-

|施行日:平成24年 7月14日までに

#### ◆追加◆

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)

- 第四十八条 令第三十条の二十六第四号の総務省令 で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 一 世帯主でない外国人住民が法第二十五条の規 定による届出をする場合
  - 二 令第八条、第十条又は第十二条第三項の規定 により消除された住民票、戸籍に関する届 書、申請書その他の書類又は法第九条第二項 の規定による通知に係る書面その他の世帯主 でない外国人住民とその世帯主との親族関係

# を明らかにすることができる書類を住所地市 町村長が保存している場合

#### - その他-

|施行日:平成24年 7月14日までに

別記様式〔省略〕

別記様式〔省略〕

- 改正法·附則・題名- ~ 平成22年12月27日 総務省 令 第113号~

施行日:平成24年 7月14日までに

◆追加◆

|附 則(平成二二・一二・二七総務令一一三)抄|

# - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 総務省 令 第113号~

|施行日:平成24年 7月14日までに

# ◆追加◆

# (施行期日)

第一条 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一第五条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定及び第四十四条の次に四条を加える改正規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行の日
- 二 附則第二条の規定 公布の日

#### - 改正法·附則- ~ 平成22年12月27日 総務省 令 第113号~

|施行日:平成24年 7月14日までに

# ◆追加◆

(外国人住民に係る住民票に関する経過措置) 第二条 改正法附則第五条第一項に規定する総務省 令で定めるものは、改正法附則第三条第五項に 規定する通知を受けた後、同条第一項に規定す る仮住民票(以下この条において「仮住民票」 という。)の記載事項のうち改正法による改 という。)の記載事項のうち改正法による改 という。)の記載事項のうち改正法による という。)の記載事項のうち改正法による という。)の記載事項のうち改正法による という。)の記載事項のうち改正法による という。)の記載事項のうち改正法による は第五号に掲げる事項に変更のあった場合により は第五号に掲述を改善の一部を改正する 政令(平成二十二年政令第二百五十三号)附 第五条の規定により当該仮住民票の記載の修正 が行われていないもの以外のものとする。